

帰還に向けた安全・安心対策に関する検討チーム

第1回会合

平成25年9月17日（火）

原子力規制委員会

（注：この議事録の発言内容については、発言者のチェックを受けたものではありません。）

帰還に向けた安全・安心対策に関する検討チーム

第1回会合

議事録

1. 日 時 平成25年9月17日（火）18:00～20:36

2. 場 所 赤坂ツインタワー東館 9階ホールC

3. 出席者

原子力規制委員会 担当委員

中村 佳代子 原子力規制委員会委員

外部有識者

明石 真言 独立行政法人放射線医学総合研究所理事

春日 文子 国立医薬品食品衛生研究所安全情報部長

丹羽 太貫 福島県立医科大学放射線医学県民健康管理センター国際連携部門
特命教授

星 北斗 公益財団法人星総合病院理事長

森口 祐一 東京大学大学院工学系研究科都市工学専攻教授

原子力規制庁

森本 英香 次長

小川 壮 放射線対策・保障措置課長

石川 直子 放射線対策・保障措置課企画官

室石 泰弘 監視情報課長

内閣府

田村 厚雄 原子力被災者生活支援チーム参事官

戸高 秀史 原子力被災者生活支援チーム参事官

復興庁

星野 岳穂 統括官付参事官

環境省

桐生 康生 放射線健康管理担当参事官

森下 哲 放射性物質汚染対策担当参事官

4. 議 題

- (1) 帰還に向けた安全・安心対策に関する検討について
- (2) その他

5. 配布資料

帰還に向けた安全・安心対策に関する検討チームについて

〈参考資料〉

東京電力福島第一原子力発電所の事故に関連する健康管理のあり方について（提言）

〈関係省庁持込資料〉

原子力災害対策本部関係省庁説明資料（帰還に向けた安全・安心対策の策定）

6. 議事録

○中村委員 定刻になりましたので、帰還に向けた安全・安心対策に関する検討チームの第1回の会合を開始させていただきたいと思います。

第1回目ということで、この検討チームについて、少し私のほうから御説明をさせていただきたいと思います。

そちらの手元にございます資料のところに趣旨というのがありますけれども、この検討チームは、原発事故のために避難された方々が、もと住んでいらっしゃった場所に戻って日常生活を送っていただくこと、あるいは日常生活をしていこうという、それを決める一つの情報の提供というふうに考えております。帰還される、もとの場所に帰るに当たって多くの心配なことがあり、そのために帰ろうかどうか決められない状態に多分あるというふうに察しています。その多くの心配なことのうちに、放射線についての心配事、これを、ここでは特に取り扱うことを考えています。放射線に対して安全かどうかを検討するチームではなくて、どう放射線と向き合えば少しでも不安を取り除くことができるか、もといた場所に帰還することを強制しているものではありません。でも、この検討チームでの議論を聞いて帰る気になるかもしれません。

そういう意味で、今回は、放射線に対しての専門家だけでなく、安全情報をどういう形で提供していけば御納得いただけるのか、あるいは一度、汚れてしまった環境をもとに戻すにはどうしたらよいか、そういった視点から、ここでは春日先生や森口先生に御出席・

御参加をお願いしました。そして、これから議論を続けていく上で帰還される方々が一番不安に思っている医療的なこと、保健活動といったようなもの、そのことが原発事故の前はどうであったか、そして原発事故、どうなっていたかという変化を如実に見ていらっしやっている星先生にも御参加いただきました。

もちろん、こちらにいらっしやる丹羽先生、明石先生は、放射線について御紹介するまでもなく専門家ですけれども、こうしたメンバーがそれぞれの御専門をもとに御意見や御批判をいただくことで、今、これを御覧になっている避難をされている方々、あるいは以降、この検討チームの会合を御覧になる避難をされている方々が、避難先からもとの場所に戻るに当たって、その決定をする一つの足しになればと考えております。今、御紹介しましたように、専門はそれぞれですが、思えば、ここにいる全員が同じです。避難生活はあまりにも長く、一刻でも早く未来が見える環境をつくり未来が見えないという不安を少しでも取り除こうと、みんなが共通に思っています。

これから各省庁それぞれの担当者が、これまでの取組を御説明いたします。先生方、今日、お忙しいところ、お集まりいただきましたが、その取組、あるいは、これまでやってきたことを受けて、どうぞ忌憚のない御意見、それからお考え、御指示をよろしく願いいたします。1回目ということで、このタイトルに向けて「帰還に向けた安全・安心対策」という、この一言ではなかなか思いが伝わらないと思いましたので、あえて説明をさせていただきます。

それでは、会を正式に始めさせていただきます。

まず、事務局から配付資料について、御説明をお願いします。

○小川課長 原子力規制庁、放射線対策・保障措置課、小川でございます。

配付資料の確認をさせていただきます。

まず、帰還に向けた安全・安心対策に関する検討チーム、第1回会合、議事次第という1枚紙、一番上に乗っておるかと思えます。それから、先ほど中村委員が言及されましたけれども、帰還に向けた安全・安心対策に関する検討チームについて、9月17日付の1枚紙がございます。それから、右上、「参考資料」と打ってございますけれども、東京電力福島第一原子力発電所の事故に関連する健康管理のあり方について(提言)という紙がございます。それで、最後にクリップどめした厚い資料でございますけれども、原子力災害対策本部関係省庁説明資料というのがございます。

以上、揃っておりますでしょうか。不足があれば、御連絡ください。

以上でございます。

○中村委員 ありがとうございます。

それでは、会を開催させていただくに当たって一言。恐れ入りますが、これはYou Tubeあるいはビデオで流れております。御発言の際には、恐れ入りますけれども、御所属か、あるいはお名前を先に言っていただけると、後の議事録等でまとめるときに大変に役に立ちますので、恐れ入りますが、お名前等をおっしゃってから御発言をお願いいたします。説明をする方々も、御担当と、それからお名前を言っていただくと非常に助かります。

それでは、関係省庁から帰還に向けた安全・安心対策の検討と、これ長いんですけども、それぞれの問題意識とか、あるいは考え方について御説明をお願いいたします。御担当されるのが内閣府原子力被災者生活支援チームの、たしか田村さんでよろしいのではよ。よろしくをお願いいたします。

○田村参事官 内閣府の原子力被災者生活支援チーム、参事官をしております田村厚雄と申します。よろしくをお願いいたします。

それでは、座って説明をさせていただきたいと思います。

それでは、お手元の関係省庁説明資料につきまして、まず、冒頭、私のほうから安全・安心対策の検討を依頼するに当たっての問題意識について、こちらにつきまして御説明申し上げまして、引き続きまして別紙1のほうの線量水準に関連した考え方、こちらにつきまして御説明申し上げたいと思います。

まず、表紙を1枚おめくりいただきますと、本日の構成資料の目次がございますが、まず問題意識について、それぞれ関係省庁側で考えてございます問題意識、こちらは今回、御検討いただくに当たりまして、キックオフをしていただくということで、どういった課題とか、そういったことが考えられるかということを一連の資料をお示ししながら御説明申し上げたいと思っております。

まず、帰還に向けた安全・安心対策の検討を依頼するに当たっての問題意識ということでございますが、現在、1.でございますが、避難指示の解除に向けまして避難指示区域の再編、こちらにつきましては、今年の8月、原子力災害対策本部において完了したという状況になってございます。

今後、帰還に向けて、いろいろと避難指示解除、その他の動きがあるわけでございますが、2.でございますが、今後の対策のあり方といたしましては、住民の方々の健康、それから安全・安心、そういった形での暮らしいただくための対策をきめ細かく提示してい

くことが非常に重要だというふうに考えてございます。

そこで3.でございますが、まず、国際的あるいは科学的に①でございますが線量水準に関連した考え方というものがどうなっているのか、改めて再整理させていただきましたので、そちらを御確認いただきたいということでございます。それから、引き続きまして②番目は各省庁が講じている取組のレビュー、それから3番目といたしまして福島県内における現状、放射線量等の現状、それに最後といたしまして今後の策定に当たりまして確認及び検討が必要と考えられる主な項目、こういう形で今回の本日の資料はまとめさせていただきます。

4.でございますが、今後の予定といたしましては、こちらの原子力規制委員会、この場におきまして科学的・技術的な検討を行っていただきまして、まとめました基本的方向性、これを政府としてしっかり受け止めまして、年内に総合的な対策を取りまとめ、さらに原子力規制委員会で御了承いただいた上で原災本部として決定する方針といたしております。

そういった流れの中で、引き続きまして別紙1をまとめさせていただきますので、私のほうから御説明申し上げたいと思います。

別紙1は線量水準に関連した考え方ということで、これまで国際的な線量水準に関する考え方がどうあったのか、あるいは、それに対応した我が国政府の対応がどう図られてきたのか、これを対比するような形で資料をまとめさせていただきます。

まず、表紙を1枚おめくりいただきまして、放射線による健康影響ということで、科学的知見100mSvというのがございます。こちらについての国際的な知見といたしましては、①で書いてございますとおり、UNSCEARやICRP、こういったところによれば、②から⑥までということが明らかとされているということでございます。

まず、②番目は確定的影響の件でございますが、100mSv以下の被ばくでは確定的影響は確認されていないという点、それから③番目が確率的影響でございますが、確率的影響につきましては、閾値がないと仮定いたしましても、100mSvまでの被ばく線量では、がんのリスクは疫学的方法では直接明らかにすることは困難であるということ。それから、放射線による発がんのリスク、これにつきましては、他の要因による発がんの影響によって隠れるほど小さく、リスクの明らかな増加を証明することは難しいとされています。

その他、④、⑤、⑥番目は、長期間にわたる被ばく、それから子どもや胎児への影響、それから人における遺伝的影響、これらにつきまして記述させていただいておりますが、

それぞれ各項のとおり、健康影響が小さい、あるいは発がんリスク等の差は確認されていない、あるいは疾患の明らかな増加を証明するデータはないとされているというのが国際的な知見ということになるかと考えております。

それから、1枚おめくりいただきまして下のページ、6ページ目でございますが、2.につきましては、避難、これに対する考え方、20mSvにつきましての国際的な考え方と、それから我が国政府の対応、こういう二本立てで書かせていただいております。

まず、(1)の国際的な考え方でございますが、ICRP勧告、こちらにつきましては、安全サイドに立ちまして放射線防護、こういった観点から、100mSv以下であっても被ばく線量に対して直接的にリスクが増加するという仮定、いわゆる、閾値なしモデルであるとかLNTモデルとか呼ばれているものでございますが、そういった仮定に基づいて放射線防護を講じるということが、まず一つ。それから、後段に書いてございますとおり、緊急時被ばく状況あるいは現存被ばく状況、これらにおきましては、優先的に放射線防護措置を実施していく対象を特定するための目安として参考レベルというものの設定を提唱しているというのがICRP勧告の考え方になっております。

具体的には②番目でございますが、緊急時被ばく状況、こちらにおきましては、年20～100mSvの範囲、こちらで適切に参考レベルを設定するということになってございます。ちなみに、この参考レベルの意味合いでございますが、まず、放射線防護措置を効果的に進めていく、これを最適化と呼んでございますが、そういった最適化のための目安であるという点。したがって、被ばくの限度を示したものではない。それから、安全と危険の境界を表したりとか個人の健康リスクの変化、こういったものを反映するものではないとされております。

③番目、加えて、参考レベルにつきましては、経済的・社会的要因を考慮して、被ばくの発生確率など、こういったものを合理的に達成できる限り低く抑えるということの目安として用いるとされております。

一応、各項には、それぞれ引用している部分の注記を申し上げますので、適宜、御参照いただければと思います。

それから、そういった国際的な考え方に対しまして、(2)でございますが、我が国政府の対応といたしまして、ICRP勧告、こちらの参考レベルである20～100mSvのうち最も厳しい値に相当する20mSv、これを参考レベルとして採用いたしております。その際の防護の手段といたしましては、②でございますが、年20mSvを超えると推定される地域につきま

しては、確実に回避できる措置として避難を指示しているということとなっております。

③番目は、そのときの判断のことですが、真ん中ほどに空間線量の測定結果から推定された被ばく線量、こちらに基づいて判断がなされてございます。一方では、個人個人の生活実態に即した被ばく線量、個人線量というものがございまして、そういった空間線量からの推定につきましては、個人の生活パターンを一つのパターンに代表させるなどして、安全サイドに立った評価を行った結果ということになっております。したがって、実際に個人線量を測定いたしますと、そういう空間線量からの推定された結果、それを下回ることが多い。これにつきましては、別紙3という形でデータとしてお示しいたいというふうに考えております。

それから、1枚おめくりいただきまして、8ページ目でございます。

3番目は避難指示解除に関する考え方、20mSvについて、まとめさせていただいてございます。先ほどは避難指示でございましたが、解除の場合は、被ばく状況が異なるということもありまして、国際的な考え方、それから我が国政府の対応、避難指示の場合とまた異なりますので、ここはここで3.としてまとめさせていただいてございます。

まず、国際的な考え方ですが、ICRP勧告におきましては、①番目でございますが、被ばくが介入を促した対策レベルまで減少したことを確認すること、これが介入の中止を正当化するための単純な根拠であるということがうたわれてございます。その中でも現存被ばく状況、この場合につきましては、年1～20mSvの範囲の下方部分から参考レベルを設定し、個人に着目いたしまして、居住や労働を続けながら個人線量を把握する、あるいはモニタリングをする、あるいは健康サーベイランスをする、そういった総合的な対策によって放射線被ばくを低減するということとされております。

③番目は参考レベルの意味合いでございますが、先ほど御説明申し上げたとおり、やはり安全と危険の境界を表すとか、そういったものではないという点、それから経済的・社会的要因を考慮して決めていくという点、それについては前述のとおりでございます。

引き続きまして、それに対する我が国政府対応を9ページ目からまとめさせていただいてございます。

我が国政府では、避難指示の解除の際の線量の要件といたしましては、年20mSv以下となることが確実であることが確認された地域としております。この20mSvにつきましては、他の発がん要因によるリスクと比べても十分低い水準であること、あるいは放射線防護措置を通して十分リスクを回避できるような水準であること。ただし、今後、より一層の線

量低減を目指すに当たってのスタートラインとしての適切性ということになってございます。すなわち、20mSvより一層の線量低減を目指す、そのためのスタートラインであるという20mSvの位置づけとなっております。

②番目でございますが、解除におきましては線量の要件ばかりではございません。帰還される住民の方々の生活環境、あるいは放射線に対する不安、そういったこともございませうから、日常生活におけるインフラ、それから生活関連サービス、こういったものが復旧すること、あるいは除染作業が十分進捗すること、さらには県、市町村、地元住民の方々との十分な協議を踏まえ、避難指示を解除するということとさせていただきます。

それから、同じく④番目でございますが、そういった要件に基づきましてインフラや生活関連サービスの復旧支援、除染作業などが進められているところでございます。そういった中で、放射線防護に関する政府の方針については、これ最後にまた触れますけれども、長期的な目標として追加被ばく線量が年間1mSv以下となること等々を目指すということとしております。

加えまして、⑤番目は、御帰還に当たっての解除された場合に円滑に生活が再開できるように、解除前に御帰還の準備のための宿泊制度、これはまた後ほど御説明させていただきますが、そういった制度も地元の御意向を踏まえまして設けさせていただいているということでございます。

それから、最後でございますが、4.放射線防護に関する長期目標(1mSv)の国際的な考え方でございますが、ICRP勧告、こちらでは防護対策は長期間(数十年)にも及ぶことが予測される、そういったところで段階的に被ばく線量を低減させるということとなっております。数字的には、過去の経験、こういったところから、年間追加被ばく線量で1mSvが長期的に目指す参考レベルとして代表的な値であるとされております。

それから、最後のページでございますが、それに対しまして我が国政府の対応でございます。我が国政府といたしましては、モニタリングあるいは食品の関係、それから健康診断等々によりまして、リスクの適切な管理、あるいは生活圏を中心とした除染、そういった総合的な対策を行って、長期間に段階的に被ばく線量を低減させると。その長期的な参考レベルといたしましては、長期的な目標として追加被ばく線量が年間1mSv以下になることを目指すとしております。

②番目では、この参考レベルにつきましては、現存被ばく状況、先ほどICRP勧告の国際

的な考え方ということで御紹介申し上げましたが、個人個人が居住や労働を続けながら長期的に目指していくというところで設定されておると。具体的には、定点測定による線量推定を用いながらも、より実際の被ばく状況に応じて判断が可能となる個人線量を念頭に設定しているというふうに考えてございます。

以上でございますが、総論的、総括的に申し上げますと、我が国の政府の対応といたしましては、国際的な基準に沿うような形で対応を図ってきたというふうに考えてございます。今後、対策を御検討いただくに当たりまして、こういった線量水準の考え方というのを再確認いただくというのは非常に重要なことかと思っておりますので、何とぞ御確認のほど、よろしくお願ひしたいと思ひます。

簡単でございますが、以上でございます。

○中村委員 ありがとうございます。

最初は健康影響についての科学的知見の100mSvについて、その後に避難に関する考え方の20mSvについて、ここでも防護という言葉が使われていますけれども、これは事故が起こったときに避難をするときの防護という考え方です。

8ページからは避難指示解除に関する考え方、ここでもまた20mSvという値が出ていますけれども、ここでの今度は防護というのは、あまり防護という言葉がちょっと重々しく感じてしまうので個人的には好きな言葉ではないんですけども、避難を、戻っていらっしゃる方々が放射線にどういうふうな対策をするかという考えのもとでの放射線の線量というふうに受け止めていただければと思います。

今、御説明がありましたように、9ページ、この8ページもそうですけれども、9ページの(2)、それから、その後の放射線防護に関する長期目標1mSvについての、その後の11ページの(2)我が国政府の対応といったことに関しまして、これから先、関係省庁のほうから、それぞれの肉づけというか取組を御説明していただくことになると思います。

その前に、まず、ここだけで何か御質問がありましたら、どうぞよろしくお願ひいたします。

○森口教授 森口でございます。

最初に中村委員のほうから、必ずしも放射線の専門家ばかりではないという御紹介をいただきましたので、事故後、多少勉強はいたしましたけれども、放射線の基本的なところで幾つか確認をさせていただきたいことがございます。

今の別紙1の7ページの(2)の③のところに、個人線量と、それから空間線量の関係がご

ざいます。それで、ちょっと別紙の3-2-4という数字、今、直接拝見はしていないんですけども、個人線量を実際に測定すると定点測定による線量推定結果を下回ることが多いという文章がございます。私の理解では、これは二つに分けて考える必要があるのではないかと思います。

一つは、屋外、屋内の滞在時間の設定、それから遮蔽でどこまで下がるかという、この問題が一つ。それから、もう一つは、Svという単位というのは共通に使えるんだということを知りまして、私どもも市民向けの講演会などでは、そのように御説明しているんですけども、厳密には、実は同じSvでも空間線量と、それから個人線量計ではかられるもの、さらには実効線量との間には、必ずしも1対1の関係にはなっていないというふうに理解しております。ですから、再三、ここで20mSvですとか、いろんな数字が出てくるんですけども、これは、どの線量に基づいて議論していくのかということは最初に明確にしておきませんか、いろいろ混乱をするのではないかと思いますので、そのことを最初に申し上げておきたいと思います。

それから、もう一つは、ここは、どのレベルが安全だという議論をする、そういうことを明確に議論するのかどうかというのはわかりませんが、今日の表現でいいますと9ページの政府の対応の①の中で、年20mSvは他の発がん要因によるリスクと比べても十分に低い水準であるという話ですとか、今日、国際的な考え方との対比についてお話があったわけですが、我が国のほかの基準との整合性みたいなもの、例えば、私、長らく放射性物質以外の環境汚染問題に関わってまいりましたけれども、そういう分野でも発がんリスクを大体、どの程度に抑え込むのかというような、こういう議論がありますし、また、にわか勉強ではありますけれども、事故以前にも原子力安全委員会のほうで事故時の被ばくの目標としては大体このぐらいにしようというような議論はなされてきたんだと思います。ですから、国内のほかの基準と照らした上での整合性、そのあたりについて、どのような検討がなされているのか。これは、今日すぐに御説明いただけることではないかもしれませんが、そのあたりも国民に納得いただく上で非常に重要な視点ではないかと思えます。

以上、2点でございます。

○中村委員 ありがとうございます。

この線量の表示の仕方、Svっていうのは、御指摘のとおり、非常に難しいというか、ICRPも今、反省をしているんですね。同じSv、あるいは日本語で言うと線量という、こう

いう表現をしたことによって大きな誤解とか不安を招いたということでもあります。

今、森口先生からの御質問について、どなたか。田村さんのほうから。

○田村参事官 それでは、内閣府の支援チームの田村でございます。

ただいま先生から御質問のあった件でございますが、まず、最初の点でございます。ありていに言うと、20mSvが、いわゆるこれまで空間線量と呼ばれていたものか、あるいは個人線量なのか、線量の種類がいろいろありますねということでございます。まず、避難指示を行った20mSvにつきましては、こちらでは、7ページ目の下で書いたとおり、空間線量の測定結果から推定された被ばく線量に基づいてやっていますということになってございます。

それから、3番目の避難指示解除の考え方でございますが、こちらにつきましては20mSvにつきましては、やはり被ばくが介入を促した対策レベルまで減少したことを確認すること、それが単純な根拠であるということがICRP勧告、例えば8ページの①でうたわれているわけでございます。

その趣旨に照らし合わせますと、避難指示と同じ、すなわち空間線量に基づく要件というのが20mSvだというふうに我々は思っております。しかしながら、長期的な目標としての1mSvにつきましては、現存被ばく状況の参考レベルとして、ICRP勧告上は、いわゆる個人線量レベルで下げていきたいと思いますというのがICRPの考え方でございますので、こちらの1mSvにつきましては、最後にも、11ページ目の②でもお書きしましたとおり、個人線量というものを念頭に置いて設定していくということが必要ではないかというふうに考えています。

それから、2番目の御質問につきましては、すみません、ちょっと手元に他国の状況等々、データがないものですから、こちらにつきましては、しっかり確認させていただきたいと思います。

以上でございます。

○中村委員 よろしいですか。恐らく、今、森口先生がおっしゃられた二つの質問は、この後からも続々と、多分、これに絡めて出てくると思います。特に、Svを受けるほうからすると、周りがどのぐらいのSvであるか、あるいは自分が被ばくをする量がどれだけであるかというのは、かなり説明をしたり、それから説明を受ける立場によって、相当ニュアンスが違ってくると思います。それから、生活をしていく上でも、そういう状態の場所で生活をしているのか、あるいは、そういう状態でも何を食べたら大丈夫かといったような

個人が受ける被ばく線量と周りの環境とということで、かなり、そうですね、丁寧な説明が必要だと思います。

さらに、第2番目の課題のリスクの評価ということに関しては、恐らく最後のほうでまとめてくださっていると思いますけれども、この説明は非常に難しく、リスクというのは恐らく個人個人によって違うと思います、何をリスクと思うか。特に、震災が起こった後は、震災が起こる前のときの、震災の前よりも明らかにリスクの考え方が違ってきていると思いますので、その辺も踏まえて、後々、また議論を進めさせていただくことになると思います。少なくとも、今日、お示ししました6ページ以降、この別紙の1は、今後も検討チームとして参考資料のような形で常にお手元に備えていただくような資料になると思いますので、逐次、その上で御議論をしていただけたらと思います。

どうぞ。

○星理事長 最初に確認をしておきたいので、あえて申し上げたいと思いますけれども、ここで議論をこれから私たちがしていくに当たり、避難を一度された方々、特に、避難指示によって避難をされた方々の話は、ここに書いてあるので大体わかりました。目指していくのが1mSv、これは個人線量でということも、今、理解しました。今というか、そうなんだろうなと思います。

ただ、問題は、それだけなのかということについては、やっぱり考えとかなければいけないと思います。例えば、郡山市、私、郡山市に住んでおりますが、郡山に住んでいる住民の方々の中にも、やはり今の自分の周辺の空間線量、特に、高空間線量だと思いますけれども、気にして避難されている方がいます。この方々については、避難指示がなかったから、勝手にしているからという話ではきっとなくて、やっぱり、これからの問題を考えしていくためには、その人たちに対するメッセージも同様に発信しなければいけないと強く思います。

それで、私は、ここで避難の指示をした、解除をした、そして帰還に向けた安全対策、安心対策をしていくというのに当たって、例えば、長期目標になっている少なくとも1mSvを今、現に超えている可能性のある人たちっていうのは、避難区域外にも当然いるわけですね。線引きをしたときには、そういう考え方ではありませんので。その人たちに対するメッセージも私は議論すべきだと思っていて、そのための、これからいろいろ出てくるんだと思います。その周辺のことについて、どういうふうに考えていくのかということについては、一緒に考えていっていいものと僕は理解していますが、その確認だけをしたいな

と思いますが、いかがでしょうか。

○中村委員 ありがとうございます。その御指摘、確かです。

私も最初に申し上げましたように、これの検討チームも含めて、それから、ここの検討チームで配られている全ての資料が、そういった方々へ全て共有できるものだというふうに思っています。ですから、最初に御説明しましたが、帰還を考えている人たちという形よりは、むしろ全てが共有できて、今、避難をする、しないではなくて、福島県にいらっしゃる方、あるいは福島県のほかのところでも被ばくをしたのではないかとということで不安を感じられていらっしゃる方、同様に、この情報が共有されるということで、特に、この人たちだけというような形のものではありません。その辺は、みんな思いは共通にしておりますので、大丈夫だと思います。

どうぞ。

○春日部長 委員の春日です。よろしくお願いいたします。

私も、最初に御紹介いただきましたように、放射線学、あるいは放射線影響の専門家ではございません。本務は厚生労働省の研究所で国立医薬品食品衛生研究所というところの安全情報部長をしております。安全情報部というのは、安全な情報を安心していただくために届けることを目的にしている、ミッションにしている部ではございません。安全を脅かす危険なものに対して、どのぐらい危険なのか、それをいかに減らしたら、どのぐらい安心度が高まるのか、それを科学的に提供するミッションを持っています。ですので、本務が対象としているのは、食品だけではなくて医薬品や環境汚染物質、特に海外の情報が主ですけれども、同じような考え方で今回も問題に取り組んでいけたらというふうに思っております。

その上で、今の御説明に対して、また、その前に星先生と同じように、私も委員として今回、加わった中で、どういう立場で、どういう方向性に向かって議論すればいいのか、最初のところでちょっと確認させていただきたいと思います。

先ほど中村先生から御説明がありましたときに、避難している方が、それぞれの行動を決めるための根拠とする情報の一つにしてほしいという御説明だったと思います。また、安全かどうかの判断を行うことが、この検討チームのミッションではないということもおっしゃっていただいたかと思います。ただ、同時におっしゃった、どう向かい合えば不安が解消できるかというところが、一部は納得できるんですが、完全に納得できないような気がいたします。

これだけの事故を経験した、また実際に避難をされた、あるいは避難を考えている方にとって、やはり不安であることはもう当然だと思います。また、国際的なエビデンスに基づいても、明らかな発がんの根拠がないとかデータがないということは確かに言われておりますけれども、それが影響が完全に否定されているということは一切ないわけです。それは、誰もが納得できると思います。ですので、私たちがここで議論すべきことは、いかに安心感を持っていただくかということありきではなくて、1人1人の不安に基づく選択、決断は尊重すべきというところから始めるべきだというふうに思います。その上で、いろいろな人生の選択、総合的に考えた上で帰りたいという方に対して、いかに、より安全に生活していただくかの、その情報をそれぞれの科学的な立場から申し上げるといふ、そういうふうに理解してよろしいでしょうか。それが一つ。

あと、もう一つは、後で田村さんからの御説明に対する御質問をさせていただきたいと思います。

○中村委員 今の春日先生の御説明で全部、言い尽くしています。私の足りないところを全部、補ってくださったと思います。私自身は、個人的には、今、星先生から御指摘がありましたように、そういう不安を持っていらっしゃる方々、それが避難から戻ってくるとか戻ってこないとかっていうのは、また別にして、少なくとも、それぞれの個人の、あるいは、それぞれの組織の束ねる方々の選択あるいは決定を尊重する立場、これがまず第一です。

それから、「安全」という言葉はあまりよく使われないんですけれども、とにかく、いろんな形で不安を取り除く。できるだけ、不安を。もとに戻すという形のものには到底望めませんので、長い期間、ずっとかけていく上で「ああ、何だったんだろうな」と思うようなところまでいけば、もちろん不安は解消されると思いますけれども、少なくとも、しばらくの間は少しでも不安がなくなっていくような、減っていくような方向で議論を進めていきたいというふうには思っています。ですから、先生がおっしゃっているとおりのことですけれども。

○春日部長 ありがとうございます。個人の選択をまず尊重するというところから議論が始まるということで、理解いたしました。

それでは、御説明いただいた資料に関して、3点ほど御質問したいと思います。

まず、8ページに避難指示解除に関する国際的な考え方の中で、②年1～20mSvの範囲の下方部分から各国政府が適切に参考レベルを設定というふうにしてあり、また御説明い

いただいたかと思えます。この下方部分から適切に参考レベルを設定するということに対して、我が国では避難指示の解除の目標として、まず20mSvを選択されたということですが、この辺について、もう少し説明を補足していただけますでしょうか。

○田村参事官 すみません。支援チームの田村でございます。

今、先生から御質問いただいた件でございますが、まず、1～20mSvの範囲の下方部分から参考レベルを設定しということに対する我が国の政府の対応といたしましては、長期的に1mSvを目指すというのが参考レベルの設定になってございます。すなわち、こちらで言っている解除に当たっての線量の要件20mSvについては、いわゆる先ほども御説明申し上げましたが、国際的な考え方①に基づいて、介入を促した対策レベルまで減少したということを確認することが正当化する理由であるということに基づきまして、20mSvについては参考レベルという形ではないというふうに考えております。

○春日部長 わかりました。ありがとうございます。

次に、11ページに、今、御説明のあったところと関係しますけれども、長期的な目標で年間1mSv以下を目指すということですが、この長期的の大体の見当は、今、どのぐらいを考えていらっしゃるでしょうか。

○田村参事官 長期的につきましては、10ページ目のICRP勧告でもお示しがあったとおり、長期間、数十年間にも及ぶことが予測されるということがございまして、現在、我が国政府対応において、何十年というような年限的な目標は設けてございません。

○春日部長 わかりました。自分で枷をかけてしまうといけないんですが、もしかすると、この検討チームの中で要望ということで話が出てくる可能性もあるというふうに思っていてよろしいでしょうか。あまり、そう約束するのは大変なことになってしまうかもしれません。

もう一つ。森口先生からの御質問というか御要望と関係しますけれども、長期的な参考レベルである1mSvは、これは個人個人の受ける影響を対象としていて空間線量ではないという、そういうお答えだったかと思えます。つまり、個人個人の被ばくの影響、あるいは実効線量ということになりますと、これは大人と子どもとで分けて考える必要があるかどうかについても、ちょっとお考えをいただければというふうに思います。

○田村参事官 ただいま先生から御指摘がございましたとおり、線量は、先ほど森口先生からも御指摘のあったとおり、非常に複雑な体系になっておりまして、まず、人の被ばく影響という観点での実効線量というのは、これ、はかれない数値として、防護量という形

で規定されておられて、それで、それに対して、はかれる量、実用量として、周辺の空間線量当量であるとか、あるいは個人線量計ではかるような個人線量当量とか、そういったものが国際的にも基準として用意されているわけでございます。今、春日先生から御指摘のありました、そういった実効線量に近い値としては個人線量という、そういったものがあり、国際基準上も現存被ばく状況においては個人個人の被ばく量を把握しながらやっていくというところがあります。

そこの部分で、例えば、子どもと大人を分けるかとか、そこの部分につきましては、まだ関係省庁の中で、これというような思いを持っているというところはまだございませんので、その辺も、できますれば御指示なり、あるいは御指摘なりということがありましたら、きちんと政府でも引き取らせていただいて検討してまいりたいというふうに思います。

○中村委員 よろしいですか。

○春日部長 ありがとうございます。

○中村委員 それでは、丹羽先生。

○丹羽特命教授 丹羽ですが、今の子どもさんがどうのこうののですが、少なくとも私の理解では、ICRPの立場というのは、子どもさんだけ、それじゃあ家族から切り離すということと、それから別に何かやるかというよりも、家族としての一体感を持って、その中で、「最適化」という言葉で我々、言っておりますが、子どものリスクをいかに低減するかということ各論として対応するということが本来ならばやるべきではないかと。そうでないと、家族が崩壊するということが起こります。できれば、政府としては、そのような形で、年齢層によってリスクは当然違うわけですから、違うと予測されるわけですから、そういうようなきめ細かい対応をするということが、こういうふうな状況で一番大切であるということ。だから、数値で切り分けすると、子どもさん、妊婦、全部ばらばらになってしまうわけです。それが非常に大変な状況を招いておるということをお認識していただきたいと思います。それが、この2年半、起こってきたことです、実際。それで、非常に、これ、しんどいことなんで、十分考えていただきたいと思います。

それで、私もちょっと質問がありまして、これ緊急の避難からスタートしているんですね。そのほか、計画的に1カ月後にまた避難という指示がありまして、避難というのは、そもそも緊急時における短期的な方法論として考えられたものなんですね。これまでのこの2年間で言われていることで、まあ、川内村は1年後ぐらいに帰りましょうというような、

1年でも結構長いんですが、飯舘では5年とか、そういう数値が出ております。これは避難じゃなくてリロケーション、これは…どう言うんですか、移住なわけですね。5年間いたら、当然、小学校の子どもさんは高校になるし、高校の子どもさんは社会人になる。「帰りたい」言っていたおじいちゃん、おばあちゃんは死んじゃうということが当然起こります。

そういうような中で、当然ながら、帰らないという選択が当然できます。ここの中で、まず、最初にお聞きしておきたいのは、帰るための議論の前に、全体像として帰る帰らないの両方のバランスに関して、国として、まず、どのようなことを思っているから、例えば、帰るほうに関してはこの委員会とか、何か、そのあたりの切り分けをちょっと聞かせていただけないと、ちょっと腰が引けて議論がなかなかやりにくいように私自身には思えます。そこら辺をお聞かせいただければ、ありがたいです。

○中村委員 ありがとうございます。

私も、一応、ICRPとか、ああいうところでは言っている避難というのは、せいぜい7日か10日ぐらいのものです。ですから、こういうことを避難と言うか、先生もおっしゃったように移住と言うか、あるいは、ある程度の生活をもう続けられているっていう方もありますので。ただ、仮住まいという形で長くそこにいらっしゃる方もいらっしゃるわけですので、確かに、先ほど星先生からも御指摘がありましたように、そのままそこにとどまっていられっしゃる方も、この私どもの検討チームの情報を共有するべきだと思っておりますが、そのあたり、2年、あるいは移住という形でお住まいを移動されている方々については、どういうふうに考えたらよろしいのでしょうか。何か、そちらのほうで、お答えか何かがありますか。

○星野参事官 復興庁の参事官をしております星野と申します。よろしくお願いたします。

丹羽先生あるいは中村先生からの御指摘でございますけれども、これは非常に大きな、かつ重要な問題でございます。さまざまな御議論の中で、後ほど、お時間、機会をいただきまして、復興庁の取組というのは御説明を別の時間に申し上げますけれども、これまで復興庁としましては、ふるさとにお戻りいただくと、帰還をするということを基本方針として政策を進めてきてございます。

今、先生から、お戻りになるということと、年数によっては、それはもう避難ではなくて移住ということではないかという御指摘をいただきました。私ども、それらについて、

それぞれの今、定義を持ち合わせているわけではございません。それは、地元の方々、避難をされている方々の、それぞれの個々の皆様の思いというものを非常に尊重しなければいけないと思っております。何年だから帰還もできないとか、何年だったら必ず帰還するというのではなくて、まず、今日、冒頭の中村委員長からのお話もございましたように、さまざまな観点の中で選択肢というものをしっかりとお示しをする、あるいは、どういったことがこれから起きるのかということをはっきりとすることが、まず私どもにできる大きな一歩かと思っている次第でございます。

これは、この場だけで、あるいは私だけで判断したり話ができるものではございませんけれども、今、少なくとも復興庁としては、そういうふうな考えで取り組んでいるところでございますので、この検討チームでのさまざまな御議論も当然、御参考にさせていただきながら議論を深めてまいりたいと思っておりますので、よろしくお願ひ申し上げたいと思ひます。

○丹羽特命教授 それに関してなんですけど、なぜ、このような質問をしたかっていうことを御説明します。それは、多分、何がキーワードになるかって自分でこういうのを考えていたら、やはり人間、生きていく上で生活設計ができるか、できないかということだと思ひます。そうすると、広義の帰還しないの話の中に何が含まれてくるか。例えば、帰還される、しないに関わらず、例えば生活設計ができたなら、どこでも人間っていうのはいろいろ動いて生きていくものなのですね、その生活設計に応じて。

それで、例えば、帰るってことの前以外に、場所によっては当然、線量も高いし5年、6年になっちゃうと。そうすると、生活設計は、そこで帰還をペンディングにされて生活設計しなければならない。これ、不可能なんです、ぶっちゃけた話。そうすると、当然、その土地を買い上げるなり何なりというふうなチョイスがあつて、それで、お金がちゃんとできたら生活設計ができるわけじゃないですか。例えばですね。これ、例として申し上げるんで、別に、それをせいと言っているわけじゃないんですけど。だから、どうしたら個々人の方の生活設計ができるかってことが、一つは非常に大きなキーポイントになってくると思ひます。

そういうような目でこの帰還というものを見ておかないと、帰還という言葉でガイドされたときに、さまざまな、また逆のあつれきが出てくるような気がいたしますので、そこら辺も我々、念頭に置きながら議論していきたいというふうに私自身は思ひているんで、よろしくお願ひいたします。

○中村委員 恐らく、この検討チーム、あと数回、行われると思うんですけども、そういった方々を対象として、実際に移住をされて、この2年ぐらいでそれぞれのところで生活、新しい生活を始められたかもしれない。ただ、その上でも、なお、この検討チームの意見を聞いて、やはり、これだったら戻ってこようとか、あるいは、ここでもう一回、生活をやり直そうとかってというようなヒントが得られれば、また、その方々の御意見とか決定は尊重する形になっていると思います。

どちらにしても、今、福島県にとどまっている方、あるいは福島県から出られた方、そういった方々が御自分の意志で戻る戻らない、あるいは新しい生活を始めようという決定の一つの情報として、この検討チームはずっと続けていくつもりですし、対象者は、そういった形で避難をされている方、移住をされている方、あるいは、そこにとどまっても、なおかつ放射線についての不安を抱えながら生活をしていらっしゃる方、全てが私は対象だというふうには思っていますので、先生方には、時折、そのことを御確認というか、そういうことを考えながら議論に参加していただくということで、とりあえずはいかがでしょうか、事務局っていうか、そちらの方は。それでよろしいですか。また、今後、そちらのほうで何か情報があったり、あるいは考え等が変わってきたりとか、いろんな新しいつけ加えることがありましたら、その都度、そちらからも提示していただければ、委員の先生方にもいろんな形で御意見とか、あるいは御教示いただけるとと思いますので、そういう形で進めさせていただいてよろしいですか。

それでは、ちょっと時間もありますので、この検討チーム、第1回目ですので、各関係省庁がこれまでに一生懸命やってきたことを、ぜひとも、この取組を発表させていただきたいという形で、こうやって公開の場で説明をするのは多分、初めてだと思います。ただ、時間の関係もありますので、誠に申し訳ないんですけども、それぞれ大体5分ぐらいでうまくまとめていただけると助かります。順番に別紙2-1というところから入っていきたいと思いますので、原子力被災者生活支援チームの戸高さん、よろしく願いいたします。

○戸高参事官 内閣府、原子力被災者生活支援チーム、戸高でございます。

早速ですが、時間も限られておりますので、私ども支援チームが実施しております取組について、かいつまんで御説明を申し上げたいと思います。

別紙2の14ページ、15ページ以降でございますので、そちらをお開きいただければと思います。14ページは目次でございますので、15ページでございます。

先ほど説明もございましたけれども、避難指示区域につきましては、資料でございます

ように、23年3月、事故直後に第一原発からの距離に応じて避難指示区域と屋内退避指示区域の設定を行ったところでございます。翌4月でございますけれども、右側でございますように、警戒区域、計画的避難区域等を設定いたしました。先ほど御説明いたしましたとおり、原子力安全委員会の意見も踏まえて、計画的避難区域についてはICRP勧告の緊急時被ばく状況の参考レベルである20～100mSvのうち、最も厳しい値に相当する放射線量20mSvを超える区域を設定したところでございます。

続きまして、16ページ目、線量水準に応じた避難指示区域の見直しについてでございます。同年12月でございますけれども、原子力災害対策本部におきまして、線量水準に応じた避難指示区域の見直しを行う方針を決定しております。具体的には、右側でございますように、事故後6年を経過しても、なお年間20mSvを下回らないおそれのある区域を帰還困難区域、20mSv～50mSvの区域を居住制限区域、20mSv以下の区域を避難指示解除準備区域ということにいたしました。それ以降、区域見直しを市町村と皆様とお話し合いをしながら行ってまいりましたけれども、本年8月に被災11市町村全てで区域見直しが完了したところでございます。

次のページ、17ページでございますけれども、こちらは避難指示区域見直し前後の変化でございます、御参考でございます。真ん中の表でございますように、区域見直し前と区域見直し後におきまして、区域への立ち入りですとか特例的な宿泊、事業活動の開始、復興予算の活用といった措置が避難指示区域の見直しによってできるようになっているということでございまして、11市町村で、こういった取組が進みつつあるところでございます。

次に、18ページは今後の取組でございます。避難指示解除の要件でございます。先ほど御説明もありましたとおり、23年12月の原災本部で決定した考え方でございます。左端でございますように3要件ございまして、①のとおり、まず年間の積算線量が20mSv以下になったところが、準備区域に設定された上で、日常生活に必要なインフラや生活関連サービスが概ね復旧をし、かつ除染作業が十分に進捗したという状況を踏まえまして、③のとおり、県、市町村、住民との十分な協議をさせていただいて解除するということが要件として決定をされております。この考え方につきましては、右側にありますような原子力安全委員会の御意見、そしてまた低線量被ばくに関するワーキンググループの報告書を踏まえて、この要件が決定されているところでございます。

続きまして、19ページ以降でございますけれども、区域見直しが完了したことを受けま

して避難指示解除に向けた動きが進んでいる例として、田村市における取組を御紹介させていただきたいと思います。

19ページの丸にございますように、田村市の避難指示区域につきましては昨年の4月1日に全て準備区域に再編をされておりまして、この区域の人口は380名、121世帯の方がおられます。全体としては、田村市全域という人口約4万人でございますので、約1%程度の方々ということでございます。

続きまして、20ページ目ですが、これは田村市における除染の取組でございまして、環境省さんから情報提供いただいたところでございます。1.の国の直轄除染については、2番目の丸にございますように、田村市につきましては国の除染実施計画に基づく除染が終了をしております。2.の市町村の除染につきましては、2番目の丸にありますように、23年11月から26年3月末までの計画期間としまして、空間線量率が高い地域や生活圏における除染を優先的に実施をしている状況にございます。

21ページ目は、田村市において、空間線量から推定した年間積算線量の分布の推移を地図で示しているものでございます。避難指示区域はこの赤で囲ったところでございまして、左から右に順に見ていただきたいと思いますが、事故から2年半が経過をいたしまして、避難指示区域の大半が物理的減衰、ウェザリング、あるいは除染で線量が低下をしている状況にございます。一番右の表にございますが、昨年11月時点で空間線量から推定した積算線量は大体4mSv程度というふうに見ております。この4mSvですが、あくまで推計値でございまして、8時間屋外、16時間屋内という式で算出したものでございますが、今後は1人1人のきめ細やかな線量把握が重要になってくると認識をしているところでございます。

次のページは、田村市におけるインフラ・生活関連サービスの復旧状況でございますが、御覧いただいているとおり、概ね復旧済みという状況になっております。

23ページは、その他の具体的な動きを示しております。営農再開につきましては、全量出荷管理のもとで3世帯の方々が今年度、稲の作付を開始しておられます。また、事業再開については、8事業者のうち五つの事業者が事業を再開されているという状況になっておりますが、その他の具体的な動きでございます。

最後に、ふるさとへの帰還に向けた準備のための宿泊制度の創設について、御説明したいと思います。

避難指示区域の方々からよく言われますのは、急に解除するのはやめてほしいと、本当

に生活できるかどうか見た上で解除をしてほしいという御意見でございます。この制度につきましても、基本的には、避難指示解除の要件であります線量、インフラ、生活関係サービスといった進捗状況が進んでいることを総合的に判断いたしまして、そういった状況が概ね満たされている段階で、それぞれの自治体さんと国が御相談をして、住民の皆様方がぜひやっていただきたいということであれば、希望者の方々を対象に、こういった宿泊制度をやろうということでも始めていただいております。制度概要のところでございますように、避難指示が解除された場合に円滑に生活を再開できるように、農地の管理ですとか自宅の清掃、修繕といった準備作業を進めやすくする環境を整えるために、宿泊を可能とするというものでございます。

具体的に、田村市においては、6月に私ども住民説明会を行いましたけれども、その場で8月3日、4日に田村市の灯祭りという大変、地元の大事なお祭りがあるということで、それまでに実施をしてほしいという御意見が多かったことを踏まえまして8月1日から実施をしております。10月末までの予定で実施をしております。現状では8月中、35世帯、113名の方が登録をいただいている状況でございます。また、住民の方々には、国と市で連携いたしまして、希望される方に1時間ごとの線量の蓄積を確認できる個人線量計を貸与いたしまして対応しております。また、具体的な線量を見ていただいた上で、専門家の皆さんによる健康相談ができる体制を敷いております。車座形式、少人数で丁寧に健康相談を実施していく予定でございます。

こういった取組、個人線量を正確に把握をし、健康相談を実施して健康不安を解消していくという取組が、今後、非常に重要になってくるものと認識をしている次第でございます。また、帰還に向けて、環境モニタリングの充実や被ばくの低減措置やリスクコミュニケーションのあり方、また医療や福祉などのインフラ整備といった、さまざまな住民の皆様方のお声を聞いております。私ども支援チームとしては、これらが着実に進展をして、帰還をしたいと考える方が安全・安心に帰還できる環境を実現できるように、しっかりと取り組んでいきたいと思っております。

説明としては、以上でございます。

○中村委員 ありがとうございます。

それでは、引き続き、原子力規制庁監視情報課の室石さんから御説明をお願いします。

○室石課長 原災本部の一員でもあります原子力規制庁の監視情報課の室石でございます。それでは、座って説明をさせていただきます。

ページ25からの資料になりますが、まず、東電福島第一原発事故関係の放射線モニタリング実施状況ということでございますが、原災本部の下にありますモニタリング調整会議でもって総合モニタリング計画というものを策定いたしまして、これに基づいてモニタリングが行われているということでございます。これによりまして各省庁が分担をしてモニタリングを実施しておりますけれども、規制庁自身は、全体の取りまとめとともに、自らの担当分のモニタリングも実施しております。各省を含めたモニタリング結果について、現在、月報という形で公表しておりましたけれども、先週から週報という形で頻度を上げて取りまとめ公表を行っているところでございます。

ページをめくっていただきまして、27ページです。これ以降、規制庁のモニタリング関係の予算について紹介をいたしております。

最初の放射性物質環境汚染状況監視等調査研究に必要な経費ですが、予算額約30億ぐらいのものでございますけれども、航空機モニタリング、走行モニタリング、あるいは土壌のモニタリングなどを行っておりまして、世の中的には航空機モニタリングによる線量マップが、この予算による成果としては一番わかりやすい例ではないかというふうに思っております。

次の28ページ、原子力被災者環境放射線モニタリング対策関連交付金、予算額的には13億程度のものでございますけれども、これは国が福島県さんのほうに交付金を渡しまして、県がそのお金で市町村が行うモニタリングを支援するというところでございまして、じゃあ、その市町村が行うモニタリングは何かということが、すみません、28ページ、横で見ているらっしゃると思うので、左側の下のほうの(1)と(2)ですね、ここにありますように、井戸水などの測定とか、あるいは住民の個別要望に応じたモニタリング、例えば、近所の空き地の空間線量をはかってほしいとか、そういう要望に細かく応えられるというものでございます。

次のページ、29ページですが、避難指示区域等における環境放射線モニタリング推進事業、2.7億円が26年度の要求額ですけれども、これは、右のほうの欄にありますように(1)と(2)とありますが、二つございまして、(1)が区域見直しに関する詳細モニタリングを実施するというので、これによって区域見直しの役に立てていくということですが、(2)のほう、これは、我々のほうではもっと短く省略して「安心マップ作成事業」というふうに勝手に呼称しておるところでございますけれども、従来のモニタリングよりも、もっときめの細かいモニタリングを実施して、被ばくの実態に即した線量地図を作成していこう

と。それを、ほかにもいろんなデータを同時に表示したりできるようにして、安心マップと呼べるようなものになれば非常にいいなというふうに思っております。

次のページですが、30ページですが、環境放射線測定等の充実ということで、予算額的には11億といったような予算ですけれども、これは、住民の要望に応える形で人の多く集まるような場所、例えば学校とか幼稚園とか公民館とか、そういったところにモニタリングポストを設置いたしまして、その測定結果をリアルタイムで、その場で表示して見られるようにするとともに、インターネット上からも履歴を含めて見ることができるようにするというものでございまして、これは避難指示区域についても設置をできるようなお金になっております。

モニタリングに関して、このような予算要求も行っておりますので、いろいろ御指摘をいただきましたら、できるだけ対応できるように努力をいたしたいというふうに考えております。

説明は以上でございます。

○中村委員 ありがとうございます。

それでは、引き続きまして、放射線の健康管理について御説明を環境省放射線健康管理担当の桐生さんから、よろしくをお願いします。

○桐生参事官 御紹介いただきました、環境省の放射線健康管理担当参事官室の桐生でございます。座って説明させていただきたいと思っております。

別紙2の32ページからでございますけれども、健康管理関係について御説明させていただきたいと思っております。

32ページは、福島県民健康管理調査の概要でございます。簡単に御説明させていただきますけれども、左側に線量を把握する基礎調査というのがございまして、右側に健康状態を把握する詳細調査、そういった2本立てからなっている調査でございます。左側の線量を把握する基本調査につきましては、事故後4カ月間の行動調査等により被ばく線量を把握する調査でございます。右側の健康状態を把握する調査、詳細調査については大きく四つございまして、甲状腺の検査、健康診査、また、下の方に小さくございますけれども、こころの健康度・生活習慣に関する調査、妊産婦に関する調査、そういった四つの詳細調査から成っております。また、左下のほうに小さく枠外のほうにホールボディカウンターと個人線量計というのがございますけれども、そういった測定情報についてもデータベースに取り入れて管理していくというふうな事業でございます。こういったことを通じて

県民の長期にわたる健康管理等をしていくというのが、この県民健康管理調査でございます。

資料にございませんけれども、この調査、実施主体は福島県でございますして、福島県立医科大学がそれを受託して実施しております。国は、それに財政的な支援を行ったり、また技術的な支援等を行っているところでございます。

1枚めくっていただいて、33ページ、基本調査の概要、先ほど申し上げましたけれども、行動記録と、あと線量率の分布図がございますけど、それを組み合わせることによって事故後4カ月間の外部被ばく線量の推計を行う事業が基本調査でございます。結果については、後で説明する別紙3のほうでありますので、ここでは省略させていただきます。

34ページは、詳細調査の一つの甲状腺の超音波検査でございますけれども、事故当時、18歳までのお子様36万人に対して、初めの3年間で一巡が終わるという事業でございます。その後は、20歳までは2年に1回、20歳以降は5年に1回の頻度で実施する計画ということでございます。

以上が県民健康管理調査の概要で、35ページを御覧になっていただきたいんですが、これは、来年度、環境省が予定している住民の個人被ばく線量把握事業でございます。先ほど御説明をちょっと省略しましたが、現在、福島県内では、基本的に各市町村が県からの補助事業を活用して個人線量計、主に子ども、妊婦を中心に線量計で把握してございますけれども、ここで35ページに示させていただいているのは、来年度、環境省の事業として実施するものでございまして、左側の図がございますけれども、避難指示解除準備区域のお帰りになられる方々に対して、個人線量計を配付して被ばく線量を把握するというところでございます。また、右側に福島県外の地図がございますけれども、県外の汚染状況重点調査地域、その人々の中でも希望者等に個人線量計を配付して、県外でも把握するという事業を計画しているところでございます。

その次のページ、36ページ、これは健康不安対策アクションプランでございますけれども、昨年の5月に策定された計画でございますして、健康不安対策のコミュニケーション等を推進していくための重点施策ということで、ここに書いてございますような四つの施策ですね、そういったものを進めていくということで打ち出されたプランでございます。

簡単ですけれども、以上、御説明させていただきました。

○中村委員 ありがとうございます。

それでは、引き続き、除染についての御説明を、同じく環境省の放射性物質汚染対策の

ほうで御担当の森下さん、よろしくお願いたします。

○森下参事官 御紹介いただきました環境省の森下でございます。除染を担当しております。座って説明させていただきます。

同じ資料の39ページを御覧ください。避難指示区域における除染の推進というパワーポイントでございます。

除染ですけれども、これは平成23年8月に成立しました放射性物質汚染対象特措法、特措法と我々は通常呼んでおりますが、特措法に基づきまして推進をしております。進め方、二通りのやり方がございます。一つは、国が自ら直轄で除染を推進するやり方、もう一つは、市町村が計画をおつくりになって中心に除染を進められるやり方、この二通りがございます。最初のほうの国直轄の除染につきましては、現在、政府による避難指示が出ている地域、ここにつきまして国による除染を進めているということでございます。また、除染の方針といたしまして、避難指示解除、20mSvを目標としつつ、それ以下の地域でも被ばくリスクを下げるための除染を行っております。それが市町村除染ということでございます。順次、御説明をさせていただきます。

39ページには、国直轄除染のスキームを御紹介させていただいております。まず、除染特別地域を環境大臣が指定いたしまして、その地域に応じて除染実施計画をつくりまして、この計画に基づいて除染を実施していくという流れでございます。それから、この国直轄の除染特別地域の除染の進め方でございますが、40ページに方針を書かせていただいております。放射線量に応じて適切に除染を実施していくというのが方向性でございます、50mSv/年超の地域につきましては、まだ本格除染を実施しておりません。これらの地域におきましてはモデル実証事業というのを行っております、その結果などを踏まえまして今後の対応の方向性を検討してまいりたいというふうに考えております。

それから、20mSv～50mSv/年の地域におきましては、これは空間線量が20mSv/年以下となることを目指して除染を進めるということといたしております。これは、先ほど避難指示解除の要件の一つとして20mSv/年というのが出てまいりましたけれども、その数値を目標に除染を進めるということ掲げているということでございます。また、20mSv/年以下の地域につきましても、先ほど申し上げましたように除染を実施してきております。

平成26年度以降につきましては、今後、除染の結果について点検・評価し、対応方策を検討して見直しを含めて適切な措置を講ずるということにいたしております、先般、9月10日になりますけれども、除染特別地域内全ての市町村を対象に、除染の進捗状況につ

いて点検をいたしております。一律に2年間で仮置場へ除染したものを搬入するとした従前の目標を改めまして、個々の市町村の状況に応じまして、また復興の動きと連携した除染を推進するという方針を発表させていただいております。当初どおり進んでいない部分がありまして、大変申し訳ないというふうに思っております。今後、除染の加速化、円滑化のための施策、これを総合的に講じるということで、復興の具体化、進展に応じて除染の進め方を柔軟に見直すということで、本年末を目途に除染の計画の改定を行いまして、見通しについて明らかにしていきたいというふうに考えております。

おめくりいただきますと、41ページ、除染の工程の一連の流れがございます。除染は、どうしても私有財産のところ立ち入らせていただく、屋根を例えば登らせていただく、あるいは土を剥がせていただく、そういうことがございますので、こういうことで除染させていただきますということについて、個々に同意をとらせていただかないといけません。なかなか、国直轄の地域におきましては、そこに住んで住民の方がおられませんので、避難をされているところまで行って同意を得るといような作業もございます。

真ん中のところで除染作業というところが出てまいりまして、除染を行いまして、その後、結果を確認する事後のモニタリングなども実施をするということが一連の流れとしてございます。除染につきましては、合理的な手法によって実施をするということをやっております。私どもの除染をする事業者の方、受注者には、除染方法で下げられる合理的な方法で、効果的・効率的にできるだけ下げさせていただくということを事業者の方々には求めて、そういう形で除染を実施させていただいております。

それから、42ページに入らせていただきますと、こちらは国直轄の除染特別地域の進捗状況を書かせていただきまして、11市町村のうち10市町村で除染計画ができておりまして、まず、田村市で除染計画に基づく除染というのが終了いたしております。現在は、9市町村の全域または一部地域で進行中、それから1市で除染計画をつくるということで調整をさせていただいているという状況でございます。

43ページは、除染の進捗状況について、これは宅地だとか農地だとか森林だとか道路、カテゴリーに応じて、どういった進捗状況になっているのかということを示させていただいております。

それから、先ほど御紹介をさせていただきました田村市で国直轄除染が終了しているということですが、その概要を44ページ以降に示させていただいております。工期、作業員数、数量等、そこに書いてあるような規模でございまして、45ページのほうに移ら

させていただきますと、除染で一体どれぐらい線量が低減をするのかということについて、こちらの場合は除染の前後につきまして、除染前が赤い棒グラフ、それから除染後がブルーの青い棒グラフということで示させていただいております、左の図を見ていただきますと除染に一定の効果があるということがわかるというふうに考えております。それから、数値を右側の表の中で示させていただいております。

46ページは、区域の線量の分布を除染前後でカラーで示させていただいております。

47ページに移らせていただきますと、先ほど除染後に事後モニタリングをとということで申し上げました。田村市の場合には、9月から事後モニタリングを実施するという事を予定しております。新たに汚染が特定された地点や、万が一ですけれども取り残しがあった地点、そういった場合には、放射線量の水準等に応じましてフォローアップの除染を行うという方針を掲げさせていただいております、今後、いずれにしても市とよく相談をさせていただきたいというふうに考えております。

48ページは御参考で、田村市の除染などの様子を絵つきで掲げさせていただいております。

49ページに移らせていただきますが、こちらは先ほど申し上げました9月10日に発表させていただきました除染の進捗状況の点検結果ということでございまして、今後の方向性のところに、冒頭申し上げましたような今後の方向性について簡単に紹介させていただいております。ダブリになりますので、49ページ、それから50ページにつきましては、詳細はカットさせていただきます。

51ページに入らせていただきます。こちらが今回、除染の加速化・円滑化のために、包括的にこうしていきたいというふうに思っております一連の施策の例でございまして、復興との連携ということで道路やダム等のインフラ復旧、あるいは復興計画と連携して除染を進めていくこと、営農再開や大規模圃場整備計画等と連動した除染の実施等々のことを考えていきたいというふうに思っております。

また、リスクコミュニケーションも非常に重要なことだと思っております、右側に、ちょっと小さな図で恐縮ですけれども、仮置場に除染をした土壌等が運び込まれる量をブルーの面積の部分で示させていただいておりますけれども、仮置場の周辺の線量については、もうほとんど変化がない、あるいは最終的に遮蔽措置を講じると、それが下がっていくというようなデータも得られてきておりまして、私ども、今までは除染をすることで一生懸命でございましたけれども、今後は、こういったデータも一生懸命揃えて整理して、

わかりやすい形で情報発信をしていきたいというふうに考えております。

52ページは、その加速化・円滑化のための施策として、こういうことを考えていますということを一連でまとめさせていただきました。

今日は、あまり御説明できませんでしたが、53ページに入らせていただきますと、こちらのほうが市町村除染、この進捗状況でございます、現在、地域指定を受けているのが100市町村ございますが、94の自治体で計画をつくっておられまして、この計画に基づいて除染が進捗しつつあるというところでございます。

それから、54ページは汚染状況重点調査地域における除染の進捗状況ということで、これは、私どもの除染の基本方針の中に、放射線量、追加被ばく線量をどれぐらい下げることということで目標値を掲げさせていただいております。2年前、平成23年8月末と比べて平成25年8月末時点で物理減衰等を含めて約50%、一般公衆の方の場合には減少、お子さんの場合には約60%減少という目標を掲げさせていただいております、今、利用可能なデータを用いて計算をいたしますと、一般公衆の方の場合には61%、お子様の場合には約64%減少ということで、これ暫定的な計算でございますけれども、この目標を満足しているという状況でございます。

それから、55ページのほうを見ていただきますと、こちらのほうは、除染で一体どれぐらい下がるのかということについて示させていただいております。線量と面的除染の効果につきましては、どれぐらいの線量があるのかというようなことについても変わってまいりますし、また土地利用の状況ということによっても、また放射性物質がどんなふうに分散しているのかということによっても変わってくるというふうに思っております。

56ページは、除染の効果に関するこれまでの知見として、どのようなやり方で、どのような除染をすれば、どれぐらい下がるのかということについて、まとめさせていただいた事例ということでございます。やり方によっては50%~70%、あるいは80%~90%、一定の効果が確認されております。

それから、57ページ、最後のページでございますが、除染がどれぐらい、例えば、全体の線量の低下につながっているのかということでございますが、こちらの地図を見ていただきますと、X軸が平成23年6月~7月までの空間線量、Y軸が平成24年8月~9月までの空間線量ということございまして、単に物理減衰あるいはウェザリングということでありましたら、これが斜めの少し45度より傾いた線になるということでございますが、除染確認済みのエリアにつきましては、赤で示されておりますけれども、こういった効果について

も一応確認されているものがあるということで御紹介をさせていただきました。

以上でございます。

○中村委員 ありがとうございます。

次は、復興庁の方から御説明ですね。星野さん。

○星野参事官 復興庁の参事官をしております星野と申します。よろしくお願ひいたします。私自身は、復興庁で原子力災害、福島を中心としまして、全体の政策の総括の取りまとめの役をやっている者でございます。よろしくお願ひをいたします。座って御説明を申し上げます。

お手元の資料、60ページになります。

復興庁は、津波、震災の復興はもとよりでございますけれども、今回の検討チームのターゲットでございます原子力災害の一日も早い復興の実現ということで、大変幅広い取組を進めてございます。今日の会議が帰還に向けた安全・安心に対する検討チームということでございますので、資料としては、表題にございますように、帰還に向けた施策について中心に御説明をしたいと思っておりますけれども、先ほど星先生、丹羽先生、あるいは中村先生からお話がございました、長期に避難を余儀なくされている方々、あるいは自主避難をされている方々、さらには風評被害の方々、さまざまな被害あるいは被災をされている方々、それぞれが非常に重要であり、そのための施策が重要であるということは、もう論を待ちませんで、復興庁としても全く同じ考えで政策をしております。今日は、あくまでも説明ということで、帰還に向けた施策を中心に御説明を申し上げる次第でございます。

まず、60ページ目、これが復興の施策体系でございます。プランと計画、基本方針等でございますけれども、緑色の四角でございますのが法律に基づくものでございます。私どもですと、一番左上にございます福島復興再生特別措置法というのが大きな法律でございまして、これに基づきまして、昨年7月でございますが、基本方針というのを国が定めまして、この基本方針に即して、右側に行きますけれども、被災市町村、12市町村の再生計画、復興再生計画というものを本年3月に取りまとめておりますが、この再生計画をつくる前段階として、一つ上の紫の四角であります、10年程度を見越しまして、法律に基づくものではありませんけれども、理論のたたき台、素案ということでグランドデザインというものを示しまして、それに基づいて再生計画を御議論させていただいたところでございます。

それから、左側にまた戻りますけれども、そうした国の基本方針、再生計画を踏まえまして、福島県のほうで重点推進計画というものと、それから産業復興再生計画というのが、それぞれ今年の4月、5月に作成をされてございます。それから、私どもでございませけれども、右側の青い四角、早期帰還・定住プランということで、早期に帰還を目指す地域に対してのプラン、これは後ほど御説明しますけれども、発表いたしております。さらには、その下にございますように、被災者の支援、それから風評被害、それぞれ並行して同じ時期に施策のパッケージを取りまとめて、お示しをしております。

次の61ページでございます。

私ども復興庁では、被災市町村の連絡調整あるいは連携の強化ということを図りますために、私ども東京にございます本庁と、それから今年の2月に福島、現地に創設をいたしました福島復興再生総局というものがございます。さらには、ここの緑の四角がございませけれども、関係府省庁がございませ。それぞれが個別に地元の方々とお当たりする、そういう場面もございませが、それだけではなくて一体となって取り組めるように連携チームというものを市町村別に編成をいたしました。ここには避難12市町村の担当メンバーと書いてございませけれども、これを軸にしまして、さらには中通り等々、その他の地域につきましても、それぞれ担当を決めて地元の方々との調整、意見交換、御要望を承るといふようなことをやっております。

62ページでございませが、福島を初めとする原子力災害の復興につきましてもは、地域、立場によって、さまざまな異なる状況がございませ。これをきめ細かく対応していくということで、24年度の補正、それから本年度、25年度の予算ということで、福島復活プロジェクトという三つの三本柱からなる予算措置を講じてございませ。一番左側の地域の希望復活応援事業、これは括弧書きで「帰還・再生加速事業」と書いてございませ。これは、まさに文字どおり、帰還加速と、それから帰還までの地域の荒廃抑制ということでございませして、地元のニーズに対応申し上げまして、帰還加速のために、生活基盤が失われたものの代替・補完をしたりですとか、安全・安心を確保するですとか、それから、直ちには帰還できないという難しい地域におきましてもは、極力、荒廃を抑制するための保全対策ですとか、あるいは一時帰宅の際の御支援に取り組んでいくといふような予算でございませして、まさに早期の帰還支援は、この本予算、事業が中心となっております。

真ん中のコミュニティ復活交付金、これは、長期避難の方々、長期に避難を余儀なくされていらっしゃる方々が、その長期の避難生活中も安心してしっかりとお過ごしをしてい

ただために、長期間、安定してお住まいいただける復興公営住宅、災害公営住宅を整備しながら、単に住宅を整備するだけではなくて、あわせて、受け入れていただく自治体の道路の改良ですとか学校の整備、あるいはスクールバスの運行ですとか、さまざまなコミュニティ維持、あるいは健康管理といったソフトの対策というの、この復興公営住宅とあわせて一体的に実施するという予算でございます。

三つ目、一番右側でございますが、子ども元気復活交付金ということで、これは、先ほどの中通りを初めといたしまして、原子力発電の事故によりまして地域の人口が少なくなり、流出して地域の振興・復興に支障が生じていると認められるような地域を対象にいたしまして、公的な賃貸住宅の整備ですとか、お子様方の運動機会を確保するための遊具の更新ですとかスポーツの施設の整備などを行っているものでございまして、これが、私ども「三本柱」と呼んでおりますけれども、ふるさと復活プロジェクトとして位置づけてございます。

次の63ページでございますが、その中で早期の帰還・定住プランということでございます。これは、特に、区域見直しが終わりました、これから避難指示解除に向けた新たな段階に入る中で、今後、1、2年という比較的早いタイミングで帰還を目指すということが可能な区域等におきまして、復興庁といたしましては、あるいは政府といたしましては、この避難指示解除というのを待つことなく、今の段階から日常生活のインフラですとか医療、介護、商店といった生活関連のサービスの再開というものを準備し加速していくということで、全体のプランを今年の3月に取りまとめてございます。左下の緑色の部分というのが、まさに今、申し上げましたインフラ復旧ですとか廃棄物の処理・除染といった基礎となる部分、それから、もう一つの固まりが、右上の青い部分でございます、ちょっと緑が両方ともあれでございますけれども、右上のほうでございまして、生活環境の整備ですとか、あるいは雇用確保、農林水産業の再開といったものを重点的に取り組むという、全体としてのプランをお示しました。

現在は、このプランに基づきまして、市町村ごとに具体的な早期帰還の工程表というものを作成中でございます。いつの時点で、どこまで、どういったインフラなり生活環境が整うことが望ましいか、あるいは期待されているか、するべきであるかといったことを私どもと議論しながらつくっております、早い市町村におきましては近々公表というタイミングでございます。

次が64ページでございます。

今、申しあげました希望の星復活応援事業でございますけれども、早期帰還の予算でございます。時間の関係で詳細は省略いたしますけれども、ここに掲げてございますように、非常に地元のニーズに応じた、きめ細かい対応をこの予算で申しあげてございまして、これらが環境整備となって一日も早く御帰還いただけるということを望んでいる次第でございます。

その次のページでございます。65ページと66ページ、円グラフが並んでございます。これは、私ども復興庁、政府のほうが各市町村、それから福島県との共催で行っております、避難指示区域を対象といたしました各住民の皆様方に対する意向調査の結果でございます。アンケート形式で行っておりまして、中身については、それぞれの市町村と御相談をして決めておりますので、必ずしも項目を含めて全部共通ということではないんですけれども、概ね同じ趣旨で進めてございまして、この意向調査では、ちょっと字が小さくて大変恐縮でございますけれども、一番左側でございますが、現時点におきましての御帰還の意向、お帰りになりたいか、判断がまだつかないのか、もうお帰りにならないとお決めになったか、そのような意向の確認。それから、そういった帰還を判断するために必要な情報というのは、どういう情報が必要であるか。それから、もう既に御帰還されないとお決めになっていらっしゃる場合には、どうしてそういう御判断をされたのかという理由。

それから、町外コミュニティというのがございます。先ほどの予算の真ん中の箱にございました、長期の避難を余儀なくされている方々に、私ども、復興公営住宅、災害公営住宅の整備を既に着手してございますけれども、どれぐらいの規模、どういった形のものをお求めなのか、そういった意向を含めて確認をしてございまして、最後には帰還の希望時期等々について、概ね年に一度の頻度で個別の地元の住民の方に調査をとってございます。

この調査結果では、この円グラフでおわかりのとおり、今、現段階で、やはりお帰りになりたいとおっしゃっている方、あるいは、もう戻らないという方、それから、黄色でございますけれども、むしろ判断に迷っていらっしゃる方々、さまざまな方がいらっしゃる。ことが定量的に私ども把握をできてございます。その中でも、お帰りにならないと現段階で思っておられる方々の理由として、やはり放射線量に対する不安というものがかなり上位に位置づけられてございます。

また、逆に、帰還後に求める行政の支援としては、継続的な健康管理の支援と、これもまた上位に上がっておりまして、復興庁といたしましても、こうした早期帰還、あるいは先ほど御指摘がございました、帰還に限らず既に地元でいらっしゃる方々も含めて、こう

いった分野での検討というものが復興に当たって、あるいは帰還に当たって、非常に重要だということを痛感しているところでございます。

以上、復興庁の政策のうち、今日は帰還に関する政策ということでポイントを絞って御説明申し上げました。繰り返しになりますけれども、帰還だけでなく、長期の避難の方々、あるいは自主避難の方、あるいは風評被害を含めて、さまざまな観点から重要性を鑑みてやっているところでございます。

簡単でございますけれども、以上でございます。御清聴、ありがとうございました。

○中村委員 ありがとうございます。

それから、参考資料ということで、チェルノブイリ原発事故に関する調査をしていらっしやっただので、その報告もこの機会になさりたいということで、生活支援チームの田村さんのほうからお願いします。

○田村参事官 内閣府の生活支援チームの田村でございます。

本日の関係資料のほうには、参考資料といたしましてチェルノブイリ原発事故に関する調査レポート、こちらをつけさせていただいてございます。

表紙を1枚おめくりいただきますと、全体のレポートのポイントを111ページというところでまとめさせていただいてございます。このレポートにつきましては、関係省庁が今、持っている情報を取りまとめたという位置づけのものでございます。その中でもポイントを111ページでまとめさせていただいたとおり、まず、チェルノブイリの原発事故と、それから東電福島原発事故とでは、もちろん事故の態様であるとか、あるいは事故直後の被ばく回避措置の実施状況などが異なるということもございます。そういったため、チェルノブイリの措置が、そのまま東電の福島原発事故に当てはまるというところではないというふうには考えてございますが、こちらの111ページの③で書きましたとおり、こと中長期の対応におきましては、個人に着目した対応が指向あるいは実施され、ICRPの勧告などにおいても教訓として生かされているという事実がございます。その中でも、④のところでございますが、対応1から対応4、こういった部分につきましては参考にすべき主な対応として挙げられるのではないかとというのが、このレポートのまとめでございます。

先ほどの事故そのものの違いは、左側に目次とかがございますが、参考資料という形で、チェルノブイリ原発事故の経緯とか、あるいは健康影響とか、そういったものを、できる限り東電福島事故との対比でお示しするような形で参考資料はまとめております。本日、時間の関係もございますので、ぜひともお手元に置いていただきながら今後の審議にお役

立っていただければというふうに思っております。

以上でございます。

○中村委員 ありがとうございます。

各省庁がこれまでにやってきた取組とかいったようなものを、話したくて話したくて仕方がなくて、結果的に50ページプラス50ページ、100ページを30分ぐらいでばっとお話しなされたので、恐らく、それで走っているだけでも手一杯だと思います。予定ですと、本当は、こちらでちょっと質問タイムというふうにとる予定だったんですけども、私、今、聞いていて、ちょっと追っかけていくだけでもすごく大変なので、引き続き今の取組の中で、特に福島県の放射線量の現状について、あわせて別紙3を御説明したほうが、質問の時間はもうちょっと後に延ばしたほうが良いような感じがいたしますので、恐れ入りますけれども、福島県内の放射線量の現状について、別紙3というところを使って、規制庁の監視情報課と、それから環境省放射線健康管理担当のほうから、続いて御説明を願えませんでしょうか。

○室石課長 規制庁監視情報課の室石でございます。

それでは、別紙3で御説明をいたします。

めくっていただきまして、表紙がついておりますので、それもめくっていただきまして、70ページというふうを書いてあるところで、80km圏内と避難指示区域に分けての説明ということで内容が書かれております。

まず、80km圏ですが、71ページで御覧いただくとわかりますように、航空機モニタリングによる線量マップで事故後の線量率の推移を示しております。

次のページ、72ページを御覧ください。事故後7カ月後と1年8カ月後について、同一地点での線量率をXYプロットしたというものでして、グラフの右上にn値が書いてありますが、14万地点ほどのものの比較をしております、Yが0.60Xというふうに書いてありますように約4割の減少が見られているということで、空間線量率が着実に低下してきているということでございます。

73ページでは、80km圏内での線量率ごとの面積割合を示しておりますが、ちょっと表では視覚的に見にくいので74ページを御覧ください。これを棒グラフにしたものなんですけれども、事故後の時間の経過とともに、青いところ、低い線量率の面積が増加していつているということが読み取れるかと思えます。

それから、しばらくちょっと飛ばしまして、76ページには避難指示区域の概念図が出て

おりますが、78ページも先ほどの福島県の80km圏内のやつを拡大して避難指示区域だけにしたのなんですが、79ページで、また同じように避難指示区域の区分け、帰還困難区域、居住制限区域、避難指示解除準備区域ごとに、やはり面積がどうなっているかということをお示ししております、これも棒グラフに80ページでしておりますが、80ページのほうを御覧いただくとわかりますように、これ右のほうに避難指示解除準備区域というところが出ております。

これで $3.8\mu\text{Sv/h}$ 以下、すみません、単位が書いてございませんで申し訳ありません、 $\mu\text{Sv/h}$ でございますけれども、 $3.8\mu\text{Sv/h}$ のエリアが現在では100%になっているということ、居住制限区域、真ん中のところでは71%、帰還困難区域では25%ということでございます。これは $\mu\text{Sv/h}$ なので、先ほどから各省から御紹介があったように、ある一定の条件、8時間外にいて16時間は0.4減衰の屋内にいらっしゃるという計算式で年間のものにするとすれば、3.8というところが 20mSv/year ということになるわけでございますし、19と書いてあるところが100になるわけでございます。そういう意味では、着実に減ってきているということが言えるかというふうに思います。

ちょっと地図が、今まで小さい地図をつけてきておりましたので、81ページ以降は、各避難指示区域の市町村ごとに空間線量率を色別で表現した地図をつけておりますので、今後も御参考にしていただければというふうに考えております。

以上でございます。

○中村委員 ありがとうございます。

では。

○桐生参事官 続きまして、環境省の放射線健康管理担当から、被ばく線量の状況について御説明させていただきたいと思っております。

資料は、同じ別紙3の95ページを御覧になっていただきたいと思っております。95ページに添えさせていただきました資料が5点ございますので、ちょっと、まず概括させていただきたいと思っております。

資料3-2-1、3-2-2というのは、事故初期の放射性ヨウ素による甲状腺被ばくの推計についてでございます。資料3-2-3については、先ほど御説明した県民健康管理調査の基本帳に基づく外部被ばく線量の推計結果でございます。資料3-2-4につきましては個人線量計による外部被ばくの測定結果、資料3-2-5はホールボディカウンタ検査による内部被ばくの検査結果と、そういった五つの資料から構成されてございます。

以下、順次説明させていただきたいと思います。

まず、おめくりいただきまして96ページでございますけれども、初期のヨウ素に関して小児甲状腺被ばく調査の結果でございます。簡単に説明いたしますけれども、事故の起きた年の3月26日から3月30日にかけて、福島県内のサイトの近くの3市町村を対象に、およそ1,000人のお子さんの甲状腺の被ばく線量について測定したものが、この資料でございます。

簡単に結果を申し上げますけれども、1枚めくっていただいて98ページに、その結果がございます。横軸が $\mu\text{Sv/h}$ ということで、首のところの線量率でございますけれども、これの見方でございますけれども、 $0.2\mu\text{Sv/h}$ というのが、およそ甲状腺の被ばく量で100mSvに相当する量ということでございます。年齢等の補正で、必ずしも、いろいろ、はかり方によって、Svへの換算ということでは単純ではないんですけれども、およそ、こういった線量から、ほとんどの方は $0.2\mu\text{Sv/h}$ と比べると、かなり低い線量にとどまっているということがわかるかと思えます。

続きまして、99ページ、資料3-2-2でございますけれども、この線量のデータなどや、またホールボディカウンタの測定結果、これは後にはかったものなのでセシウムをはかってございますけれども、セシウムの測定値や、また大気拡散シミュレーションのモデル、そういったものをもとにして、どの程度の被ばくがあったかという推計をする事業を昨年度の環境省の事業で実施いたしました。

1枚めくっていただいて、100ページでございますけれども、事故初期の内部被ばく線量、甲状腺の線量でございますけれども、ここの表にございます市町村の1歳児と成人それぞれについて、これ90パーセントイル値ということで、低いほうから90%の値でございますけど、それが、ここに書いてあるような数値ということで推計しているところでございます。暫定結果でございますけど、そういった結果を推計してございます。

続きまして、101ページ、資料2-3でございますけれども、基本調査に基づく外部被ばく線量の推計、事故から4カ月間の被ばく線量の推計でございます。回答率が23、4%ということになってございますけれども、簡単に御説明しますと、次の102ページのグラフとあわせて御覧になっていただきたいんですが、放射線業務従事者を除く方では、99.8%の人が線量は5mSv未満におさまっているということでございます。

その次、103ページでございますけれども、資料3-2-4で個人線量計による被ばく線量でございます。各市町村が個人線量計を子ども、妊婦を中心に配付してございますけれども、

ここに書いてございますのは平成24年度ですね、24年度の測定結果、中通り、会津、浜通りの地域に分けて、ABCDというのは市町村でございますけれども、それぞれ、ここに書いてあるような測定期間や対象、測定数で測定して、右から2番目のコラムにございますのが年換算した個人の追加被ばく線量でございます。

なお、参考に、空間線量率から例の外に8時間、屋外に1日いたという仮定で計算した線量がその右側のコラムにございますけれども、こういった結果になっているところでございます。

次のページ、めくっていただいて104ページ、資料3-2-5でございますけれども、ホールボディカウンタの内部被ばく検査の結果でございます。これは福島県が実施しているものでございますけれども、結果につきましては——資料がちよっと2枚重複してございますけれども、同じものでございます——今年の7月までに約15万人弱、14万5,000人の方の検査が終わりまして、その結果、ほとんど全て、二十数名を除けば1mSv未満という結果でございました。

以上、簡単ですけれども、被ばくの状況について御説明させていただきました。

○中村委員 ありがとうございます。

実は、このぐらいで予定の20時近くになっております。それで、この検討チームは、十分にディスカッションしていただく、あまり時間には関係なく十分にディスカッションしていただくということを第一としております。かといって夜遅くまでということはできませんので、今日、あと、もう一つ、御説明をしなければならぬのは別紙の4なんですけれども、これは多分15分ぐらいで済むと思いますので、本日、終了を30分ぐらい延長させていただくと考えますと、あと15分か20分ぐらい今の説明について御質問の時間があります。その後でも、また次回の検討チームのときでも、御質問はどんどん受け付けて、また対応していただきますので、とりあえず今までのところで何か御質問あるいは御意見がありましたら、どんどんおっしゃっていただきたいと思います。

順番に、こちらから。

○明石理事 放医研の明石でございます。

御説明、どうもありがとうございます。2点ほど、コメントと質問をさせていただけたらと思います。

リスクコミュニケーションというのは非常に重要であって、一方的に事実関係を、科学的な事実を渡すというのはリスクコミュニケーションではないというのは、今までの例か

ら随分学んだことであります。今回、不安などの対策、安全、不安というのは、健康に対する安全と不安ということで私は理解をしていますが、除染とかいろいろな効果というのは、こういう数字で、今日、いろいろ省庁からお示しになったデータで効果はわかる。これは、ある意味で安全度の尺度にはなるかと思うんですけれども、不安がこれでどの程度減少しているのかということについて、やはりきちんと知る必要があるのではないかと思います。

つまり、先ほど、いろんなグラフで帰還するための要件とかいろんなところが出ていましたが、これは家に帰るための要件ではあるんですけれども、今までやってきたことが、どういう効果になっているのかということをやはり知ることで、今後、どういう対策を練るかというのに反映できるんじゃないかと思うんですが、そこについて。今、ここで、どんな方法がベストかということではなくて、そこを見ながら進めていくべきだというふうに私が思っているのが1点。

それから、もう1点は、今回の事故が起きた後に、福島県民の健康診断の受診率が問題になったことがあります。やはり安全・安心、健康に対する安全と、それから安心・不安対策ということに関して見ると、避難をしている人たちにいろいろな疾病が増えているとか子どもたちの問題とか、幾つか出てくるのですが、健康診断の受診率を上げる、きちんと健康評価をできるような体制をとるとというのが、県もやっていると思うんですが、これも大きなポイントだと思うんですが。ここは実際、現在、健康診断の受診率がどれぐらい上がっているのかとか、それから、何か今まで病気等に、こんなデータが出ているというのに対して、何かこんな方法で少し改善しているという、もし、何かやってきたことがあったら、お示しただけたらと思います。

以上でございます。

○中村委員 最初のほうはコメントだと思うんですが、2番目のほうは、どなたかお答えしていただける方はいらっしゃいますか。

○桐生参事官 環境省ですけれども、私のほうから今の委員の御指摘について。健康診断について実施率、ちょっと手元にデータがないんですけれども、県民健康管理調査の詳細調査の中の一つに健康診査がございますけれども、その受診率については、事故直後の23年度と24年度と比べて、24年度のほうがやや実施率が下がっているというようなことがございまして、それで健診をきちんと受けていただくということの周知というのは重要なことではないかというふうに考えているところでございます。

○中村委員 ありがとうございます。もしデータがあれば、次回ぐらいに、またデータを提供していただければと思います。

次に、よろしいですか。

○丹羽特命教授 これ多分、答え、ないんですけど、ただ、ちょっと気になったのが、各省庁が講じている取組及び今日いただいた書類、目を通して、実は、私、生活設計ができる、できないという切り口を申し上げました。そのところで、自分自身の生活設計も、もちろんできないんだけど、多分、人間、一番大事に思うのは自分の未来、子どもさんの将来というのは生活設計という意味でもものすごく大きいと思うんですね。もちろん、個人としては健康の問題が大きいようですよね。その両方が、実は、1回だけしか、ちょびっと部分でしか出ていっていないんで、それは復興庁の中で連携とかいう絵があって、そのところに各省庁の絵がばらばらとあってですね。

例えば、教育崩壊が起こっているわけじゃないですか、今、既に。新入生が入らない小学校とかいうのが出てきていて、「さあ、どうしよう、どうしよう」という状況なので、そういうときに文科省が、やはりどういうふうに考えて、どう取り組みするんだというようなことがなければ、これ動きがとれへんわけですよ。それとか、福島の場合に一番、多分、大事なのは、医療じゃなくて保健衛生の段階。だから、各市町村あるいは地区に根を張った保健衛生活動、保健活動というのが非常に大切だと考えられる。それがしっかりしていないと、当然、生活設計なんか、特にお年寄りの方はできないことになってしまいますけれど、そこら辺を、省庁横断型というのであれば、ぜひとも何か入れ込んでほしいと思っております。

○中村委員 ありがとうございます。

今のは、丹羽先生が最初におっしゃられた、ちょっと答えはないかもしれないんですけども、今、ちょうどお言葉の中にありました、学校の教育、それから高齢者へのケアといったようなことに関しましては、恐らく、縦割りではないんですけど、担当される省がちょっと違うかもしれませんので、もし、できましたら、そのお答えが用意できるような方を次回ぐらいにまで来ていただいて情報を提供していただけると非常に助かります。

特に、後半の保健医療とかいったようなこと、保健活動とかいったようなものに関しましては、こちら側に本当は座っていらっしゃるんで、星先生が多分、先ほどちょっと御紹介しました、いわゆる福島県での状態の震災前と震災後を如実に見ていらっしゃるんですけども、保健とかいったような活動について、先生からの御提言とか御示唆はあります

でしょうか。

○星理事長 もともと医療というのは、福島県においては全国的に見ても比較的低いレベル、そして地域的に見ても非常に偏りのある場所でありまして、特に、今回、中心的に被災をして避難の対象になった地域というのは、旧来、やはり十分な医療の対策がとられているとは言い難い地域だと。つまり、医師数とか、そういう意味でいえば。一方で、先ほど健診の話が出てきて、先ほど彼が答えていたのは、特別にやっている特別な対象に対する健診率が上がったとか下がったという話をしているんですけれども、そもそも保健事業そのものを考えた場合でも、福島県のがん検診の受診率、その他についても、決して高いレベルではない。

それから、もっと言うと、心筋梗塞や脳卒中、その他の罹患率あるいは有病率あるいは死亡率、それらを見ても、福島県という県全体として見ても、これは下から数えて何番目とか1番目、2番目、3番目、4番目ぐらいのところにいるのが現実でありまして、それは震災前からです。その後の変化については、具体的に申し上げられる内容をデータとしては持ち合わせていませんが、少なくとも、まだらに戻りつつあるというのが現況、総括して言えば、そういうことだろうと思いますし、多くの支援を県外の先生たちから受けているというのも一方で事実でありますけれども、十分に提供できていないということも引き続きあるという状況にあるのではないかと考えています。

私は、今、ここでこういう発言をしていいのかわかりませんが、震災直後に復興計画をつくったり、さまざまな話を県の会議に出てしたことがあります。その中で、今日、説明を聞いて、実現した事柄というのは本当に少なかったんだなというふうに思っていますし、議事録をもう一回ひっくり返して読んでみようかなと思っていますけれども、今からでも遅くない対応策があれば、私は、やっぱり、ここで大きな声を出して、少しでも県民のためになればいいなというふうに感じています。

一つだけ、せつかくの発言のチャンスをもらったので、皆さんに、これをどう考えるかという意味で問題提起をさせていただきたいんですが、それは、原発で実際に働いていらっしゃる方、それは東電の社員であったり、そうでなかったりするんだろうと思います、この人たちの話がどこへ行っても出てこないというのは、私は非常に不安というか不満もあります。この話をしないわけには、僕は、いけないんだろうと思います。

原発の周囲に戻るといことになろう人たちが、原発の中に起こっていることや、そこで働いている人たちのことを知らずに、ここは安全だから、除染したから帰れという話で

はないんだろうなということを思っていますので。原発の中で働いていらっしゃる方、そして、一定程度の線量を浴びた方もいらっしゃると思います。今、現に浴びている人もいるんだろうと思います。その話は、ぜひとも、どこかで。ここで議論するのであれば、私は、ここで議論していただきたいと思います。それは、なぜなら、帰還をされる方、あるいは周辺で現に暮らしている人たちの安心や安全を保証するというのであれば、非常に重要なデータあるいは示すべき内容だろうと僕は思っているからです。

実際、生活をしていて、それを感じますし、これから帰還される多くの人たちが、きっと同じ思いを持っているのではないかと、そのように思いますので、これは、ぜひとも。それは関係ないと、それは生活じゃないと。多くの方は県民です。我々の仲間です。ですから、この人たちの健康問題というの、あるいは、この方たちの安全・安心の問題というのと同じように、どこかで考えていただかないと本当に前に進まないような気がしていますので、申し上げておきたいと思います。

○中村委員 ありがとうございます。重要な指摘だと思います。

先ほどから、どういう方を対象にというお話の中に、今の作業をしていらっしゃる方、それから福島で生活をしていらっしゃる方、全てが含まれるというふうに考えていただきたいと思います。今の御提言とか御意見について、また答えていただくだけの資料とかがあったようなものは、次回までに用意していただくようによろしく願いいたします。

引き続き、今までの説明のところで御質問が。

どうぞ。

○春日部長 ありがとうございます。春日です。

今、教育のところと保健衛生のところにコメントがありましたけれども、それと同じこと、また類似のことを私も感じております。

私も、福島県の県民健康管理検討委員会の委員も務めておりますけれども、その中で、前回、指摘がありましたことですが、今、受診率が低いという健診は、他のこれまでに行われていたようないろいろな種類の健診体制と総合的に、また統合できるところは統合できる形で進めるべきではないかという、そういう御意見があって、私も賛成いたしました。それから、健診だけではない保健衛生全般の対策も踏まえて、ぜひ、次回は、私の所属もとでもありますけれども、厚生労働省の関係の方からも全体の説明をいただけるとありがたいのではないかなというふうに思います。

それから、がんの発生を、あってはいけないんですけれども、万一の発生があったとき

に、より早く正確に把握して迅速に適切な医療を提供するための事故前からの取組として、地域がん登録がありました。それに対して福島県も登録されていますけれども、先ほど星先生のお話にもちょっと関係しますが、決して早いほうではなかったというふうにお聞きしています。今後、ほかの対策との連携ということも十分に進めていくべきではないかというふうに思います。

それから、もう一つ、個人の被ばく線量を把握するという事業、これは大変きめ細やかで大事なことだというふうに思います。ここに、もう一つ加えていただきたいこととして、医療被ばく情報の統合もあります。実は、非常に難しい扱いになるかと思えます。これは、医療被ばくを受けた線量というのは、恐らく、桁が違って高くなることは想像できることで、だからといって個人の被ばく線量が高く出てしまうことを恐れてはいけないと思うんですね。やはりこれは1人1人が実際に受ける被ばく量を正確に把握することから全てを始めなければいけないと思えますので、統合した形で個人個人、そして、将来の対策に生かすためには住民の方全体としても被ばく量を正確に把握していく必要があると思えます。ここは、今後、議論すべき点ではないかというふうに思います。

実は、この点、私は、研究所の所属であるとともに日本学術会議の副会長の所属も書かせていただいておりますけれども、日本学術会議の中で放射能対策の分科会がございまして、森口先生もその委員でいらっしゃいますけれども、その分科会の議論の中でも、今、議論されている点です。そのことも踏まえて、ちょっと発言させていただきました。

○中村委員 ありがとうございます。

保健医療に関しては、すみません、それでは次回、厚労省の方のどなたか御出席と情報提供をよろしく願いいたします。

医療被ばくに関しましては、私のほうもちょっと付け加えさせていただきますと、学術会議のほうから一応、いろいろな形で御説明を受けるチャンスを受けておりますので、それも被ばく線量、今回のことだけでなく、昔から3、4年ぐらいかけて、この被ばく線量の管理ということについては学術会議のほうの分科会からも提言を受けております。広い形で議論を進めさせていただきたいと思えますが、取り急ぎ次回のところでは、今の現状の状況とかいったようなものは情報を提供できるのではないかと考えております。それを一緒に議論としていただくかどうかは、また次回に任せたいと考えております。

ほかに。どうぞ。

○森口教授 森口です。

時間が限られておりますけれども、なるべく手短に4点ないし5点、申し上げたいと思います。

1点目は、復興庁の御説明の中で、今日は帰還に向けたという部分を持ってきたというお話がございましたけれども、一巡目の議論の中で丹羽先生のほうからもお話がございましたように、それ以外の選択をされる方もいらっしゃるというわけです、だと思います。やはり、この検討チームのネーミングそのものが「帰還に向けた安全・安心」と書かれているので、安心だから帰りなさいというふうに言っているように聞こえてしまうんだと思います。それは、やはり、再三、先ほど丹羽先生もおっしゃいましたし中村委員もおっしゃったんですけれども、それは、そうではなくてニュートラルだということのお話があったと思いますので、そこについては改めて確認をさせていただきたいと思いますし、そういう意味で、もしできましたら復興庁のほうからは、帰還に向けた「以外の」メニューとして、どういうことをお考えになっているのか。

春日先生から御紹介いただきましたように、私も日本学術会議の分科会に入っておりますけれども、その分科会の上の名前は震災の復興支援委員会であります。ですから、復興支援にはいろんな形があり得ると思いますので、そのことについては、ぜひ、よろしくお願いしたいと思います。

あとは、ちょっと個別に説明いただいた順ということになるかと思いますが、被災者の生活支援チームのほうからインフラの復旧状況等のお話がありました。インフラは非常に重要かと思いますが、それ以外の生活を営んでいく上での、あるいは生業と申しましょうか、特に一次産業なんかに関わってくるところになりますと、放射線の人体に与える影響ということ以外に、やはり生活環境あるいは生産環境に与える部分というのが、そういった影響についても見据えていく必要があると思います。それが、この検討チームの中なのか、どうなのかという議論はあろうかと思いますが、そのあたりも御考慮いただければと思います。

それから、桐生参事官のほうから、個人線量計の配付については福島県以外も含めてということがございました。しかしながら、現在、県民健康管理調査については福島県に限定されているという話があると思いますし、それから、今日、初期被ばくの話もございましたけれども、私も放医研のシンポに出席してフロアから質問させていただきましたけれども、セシウムとヨウ素の比率がやはり方角によってかなり違うというようなデータもあります。ですから、シミュレーションが、どこまで今、正確にできているのかと、そうい

ったところもあろうかと思えます。これは、今後の中・長期的な外部被ばくとは別な話ではありますけれども、やはり事故直後のこういった問題に対する政府あるいは専門家の対応がどうだったのかということが信頼感の醸成にとって非常に重要だと思えますので、これは、この場の議論から外れるかもしれませんが、そこは、ぜひとも力を入れていただければと思います。

4点目、すみません、ちょっと前後しちゃうかもしれませんが、モニタリングの話が監視情報課のほうからございましたけれども、モニタリング調整会議に基づいてモニタリングを粛々とやっているというのが、やはり2年半、もう事故から経ちましたので、モニタリングもかなり、今後のこの検討チームの検討に資するようなデータとしては、本来、どういうデータをとるべきなのかということも、もう少し見直しが必要ではないかなということもございます。それも、この場の議題ではないかもしれませんが、そのところもお願いしたいと思います。

最後、除染につきましては、私、環境省の環境回復検討会、除染の検討会にも入っておりますので、そちらで申し上げるべきことかもしれませんが、先ほど丹羽先生から、やっぱり避難の長期化という話があったので、一体、除染で、いつごろ、どこまで下がるのかという見通しを。これは、やってみないとわからないという話があったわけですが、随分モデル事業なんかの結果も蓄積されているかと思えます。ですから、非常にやっぱり長期にわたって除染を続けたとしても、線量が下がりにくいということであれば、それはそれで、そのようにおっしゃっていただく必要があろうかと思えますし、除染に多大な費用をかけるのであれば、その費用でもって、もっと別の形の生活再建をしたいというようなお話を聞くこともございます。

もちろん、一方で、アンケートを拝見しますと、やはり帰りたいとおっしゃっている方がたくさんいらっしゃる中で、そのバランスは非常に難しいかとは思いますが、これは1点目とも関わるんですけれども、帰還以外のオプションも含めて、どういう復興生活支援のあり方があるのか。これは原子力規制委員会の範疇を超えるのではないかとこの議論は、もう、これ、設置のときの委員会の中継を私、拝見しております、田中委員長自らがおっしゃっていたことかとは思いますが、ここでできないとしても、ここでできないなら、トータルに、どこで政府として対応していくのかということについては、ぜひ、ここで議論させていただければなと思っております。ありがとうございました。

○中村委員 ありがとうございます。範疇を超えるという形は、原子力規制委員会の5人

はあまり範疇を超えることは気にしていないんですけれども、できる限り自分たちができるものは御支援させていただきたいと思っております。

1番目のコメントの第一次産業に関して、私もちょっと気になって、こちらで生活をされていく、例えば、農業をされていく、あるいは酪農をされていく方々についての少し、ちょっと説明とか資料が足りないような感じがしております。ですから、これもまた官庁所轄という農林になるんでしょうか、もしできましたら、これを持ち帰っていただいて、次回、そういうようなデータの提供をしていただけると。宿題が多くて大変申し訳ないんですが、よろしくお願ひしたいと思ひます。

それから、先ほど長期的なというようなお言葉がありましたけれども、原子力規制委員会は、科学・技術的なことをインフラとして基盤として議論をしていくところです。もちろん、この検討チームは、なかなか科学・技術だけでは割り切れないところもあります。ですけど、できるだけ理解ができる数値とかデータをもってお話をしていきたいと思ひますので、形容詞的なもの、低いとか長いとかっていったようなものよりは、具体的に何年とかって言っていたほうが、私は議論が進むと思ひますし、それぞれの人たちが納得できると思ひます。数字は、ひとり歩きはします。ですけども、きちっとした説明のもとに行っていけば、きっと理解していただけるというふうに思ひますので、できるだけその観点でも議論を進めていただけると非常に助かります。

ほかに。どうぞ。

○丹羽特命教授 森口先生のやつにフォローアップの質問かコメントみたいなんで申し上げたいんですけど、環境省の除染の御説明を聞きました。それで、これ除染ガイドラインの決まった段階で、除染ガイドラインなんかは、現場にそれを当てて、それで除染を行って、その成果をまた取り込んで、よりベターな除染の方法を開発してということをどんどんやっていかなければならない。だから、ガイドラインなんか一つ決まったら、それで確定だよってなものではないという議論がありました。

それで、いまだに高圧洗浄というのにすごく大きい支柱があつて、ブラストショットに関しては、今、お金が出ているのかどうなんか、よくわからないんですけど、ガイドラインになればお金が出ないというふうなことではやはり困るので、柔軟性を持って、何が、どういう方法が一番いいんだよというようなことを十分御検討いただきたい。多分、もう検討しておられるのかもわかりませんが、よろしくお願ひします。

○中村委員 恐らく、環境省の除染のチームのほうだと思うんですけども、除染に関し

では、今はIAEAに行っていらっしゃるんですけど、委員長が最も詳しく、恐らく、最も多く意見を言いたい立場だと思うんです。でも、その代理というか、形で丹羽先生にも言っていただきましたので、今のことに對して、もし、できたら、また次回までに情報を提供していただけると非常に助かります。

ほかに、ここまでのところではございませんか。

(なし)

○中村委員 それでは、今、こちら側の資料として非常にたくさんの100ページにわたるようなものもございましたので、説明が非常に急いでおりました。今日、お持ち帰りいただきまして、そのことで何か御質問とか御意見がありましたら、また次回まで、あるいはメール等で御連絡いただけたらと思います。今日、どうしてもお示ししなければならないのが別紙の4です。関係省庁から、今後の対策策定に当たって、いろいろ御検討等、確認等、必要と考えているもの、今日、確認とか検討するという結論ではありませんけれども、一応、説明をさせていただきたいというふうに考えております。

それでは、この件に関しては室石さんのほうから、よろしくをお願いします。

○室石課長 室石でございます。

それでは、別紙の4を御覧ください。

今後の対策の策定にあたり、確認及び検討が必要と考えられる主な項目として、見出し的に挙げさせていただいております。既に、1番の線量水準の考え方の確認については、先ほど私どもの考え方を御説明したところでございますが、2番の部分については、こちらのほうも実態といいますか、関係省庁が対策とか現状を既に説明しております。

それから、既に、もう御意見もいただいているような感じがするところでございますけれども、改めまして考え方、こちらから御説明をいたしたいと思いますが、1番の線量水準の考え方につきましては、まず、我々関係省庁として、国際的な知見、あるいはこれまでの我が国政府の対応等をもとに、線量水準に関連した考え方について科学的、技術的な面から確認をいただければという意味でお示したというものでございます。

それから、2番の安全・安心対策の策定に向けて検討が必要と考えられる主な項目でございますが、これは、私どもとしては、こういった五つの項目に沿って御検討いただければというお願いでございますので、ある意味、こちらについては、逆に、中身に入る前に、例えば、(4)なんかは分解したほうがいいのか、あるいは新しく6番として、あるいは途中の番号でもいいんですけども追加項目があるとか、そういう御提案などから御議論いた

だいて、その項目、柱立てをお決めいただいた上で中身の御検討をしていただくというような、そういうことかなというふうに思っておりますが。

まず、(1)として挙げさせていただいたものというのが、個人線量測定や環境モニタリングのあり方及びその結果の取扱いということでございまして、国際的な考え方にのっとって帰還した住民の方々の被ばく線量をさらに低減していくというために、個人線量とか環境モニタリングのあり方とか、その結果をどのように活用していくかを検討していただけたらありがたいというふうに思っております。帰還した住民の方の、帰還したというのをあまり強調する必要はないというふうに、もう既に御意見をいただいているので、そこは要らないかと思いますが、安全・安心に資するように、これまで以上に個人線量の測定を充実するとか、住民の要望に対応した環境モニタリングの充実を図っていくということが我々としては必要だと思い、先ほども来年度の予算要求などにそういった考えを盛り込んでいるというようなことを説明したつもりでございまして。また、個人線量測定については、その測定方法、仕組み、さらに得られた結果の取扱いについて、地元の方に丁寧なコミュニケーションを行っていくということも必要ではないかというふうに思いました。

それから、(2)の被ばくの低減措置のあり方ですが、現状では除染を通じて被ばく線量の低減化というのが図られているわけですけれども、それ以外の手法も含めて何か手法がないだろうかというふうに思いました。例えば、住民の方々の被ばくを低減するために、外部被ばくであれば除染、あるいは除染以外の方策、何があるか。内部被ばくについては、現状では、もう既に食品の基準も厳しく定められて出荷制限もいろいろかけられておりますので、影響は極めて少ないと思われましても、それを維持していくためにどうしたらいいかといったようなことを御検討いただくのかなと。

(3)がリスクコミのあり方でございましてけれども、住民の不安を解消するために適切なリスクコミュニケーションのあり方について検討していただいて、御示唆をいただければと思います。正確でわかりやすい情報の整理・提供ということはもとより、情報提供を担う人材の確保、住民に寄り添って住民の方々1人1人が抱える不安へきめ細かな対応を必要とするのではないかと。また、国際的・先進的な科学的知見というのは、非常に難しいものが多くて我々も苦勞するのですけれども、これらの情報をできるだけわかりやすく伝えていくにはどうしたらいいのかということ。

(4)で放射線による影響以外も含めた住民の方々の健康確保と帰還者の生活再建支援のあり方ということで、これも既に御意見を多々いただいているような気もいたすんですけ

れども、住民の方々が避難している場合に、今、医療や福祉などのインフラが機能を発揮、あまりしていないというような現状があるのではないかと。そうすると、住民の方にとってみると、医療や福祉のインフラ、あるいは再開、開業していくということが必要であろう、その具体的な道筋を明らかにしていくということが求められているのではないのかなと。そういうことを御指摘いただければ、こちらでも、また検討ということだと思いますが。

さらに、今日は、参考資料ということで健康管理の提言を、規制委員会で、もう既にそういう同種のことを明らかにされているということ承知した上ででございますけれども、インフラを確保した上で住民の安全・安心を確保する総合的な健康確保について支援していく方が必要ではないかとか、あるいは適切な専門人材によって地元に着した保健、医療、福祉とか介護、心のケア等のきめ細かな提供を行っていくことが必要ではないかといったようなこと。また、地域コミュニティを維持して安全・安心対策の取組とか、ふるさと再生への取組をしていくといった住民の自主的・主体的な参画への支援とか、あるいは、先ほど丹羽先生のほうから御指摘もありましたけれども、魅力ある教育環境を整備していくといったようなこと、そういったことを通じて住民の方々が誇りを持って生活していただけるような取組が求められているのではないかといったような事柄が含まれるのではないかというふうに思っております。

それから、(5)として住民の方々の安全・安心を長期にわたって継続的に確保していくための国の体制のあり方ということで、国が当然、長期にわたって継続的にやっていくということが保証されることが必要であろうと。そのために、中核となる国の体制のあり方についても、いろいろ御検討、御提案をいただければという感じでございます。

以上、これまでに関係省庁間において、帰還した住民の方々が、すみません、帰還とまた言ってしまいましたが、安全・安心に暮らしていくために確認及び検討が必要であるというふうに考えた項目でございますが、ぜひ、こういった内容について。もちろん、先ほど冒頭で申し上げましたように、項目自体、入れ繰りがあっていいかと思っておりますし、そういったところから御議論いただければいいと思います。それから、もう既に御提案をいただいた部分は受け止めたいというふうに思っておりますが、今後、この検討チーム、第1回、これから何回も開かれるということでございますけれども、ぜひ、科学的な技術的な観点、そういったところから御議論いただいて御示唆をいただければ幸いですと思っております。よろしく願いいたします。

○中村委員 ありがとうございます。

線量水準の考え方の確認というふうに1行書いてありますけれども、これは、実際には一番最初に別紙1でお示ししました線量水準に関連した考え方の特に後半の部門です。これは、これからの検討チームの議論を踏まえていく上で、一つ一つ、この土台のもとで、これをこうだというコンファームするという意味ではなくて、この上でこういった取組を考えているんだ、こういうようにしたらいいんじゃないかっていうふうに各省庁が考えていますというような出だしというふうに思っただいても結構です。

今、室石さんのほうから説明された(1)から(5)というのは、こういう取組を今、御紹介にあったように幾つかしていく上で、こういうことを規制委員のこちらの検討チームのメンバーに聞いてみたい、こういうことを指導してほしい、こういうことを御教示願いたいというようなものを項目別に挙げてみたものです。今日、もう既に御指摘の内容もありますし、あるいは、これから帰っていただいて、いや、こういうこともこの検討チームで検討したほうがいい、ディスカッションしたほうがいいということがございましたら、あるいは、もう少し、この1から5について具体的にこの内容を検討したほうがいいというようなことがございましたら、次回、あるいは次々回、あわせて御提示いただければと思います。

どちらにしても、この検討チームは、名前は、本当の趣旨の名前をつけますと非常に長い名前になってしまって、これもかなり1日というか2日ぐらいかけて考えたんですけども、なかなかいい案が出なくて、安全という言葉も何となく嫌だなと思いつつ、ここに出してしまいました。ただ、今日、共通して皆さんが思っている趣旨、対象者は大体共有できたと思いますし、どんな方に向けても誇りを持って福島県に住んでいただく、あるいは福島県に戻っていただく、あるいは福島県にいらっしゃる生活を続けていただくというために、みんな思いは同じなんですけれども、どなたかを特別に度外視しているというわけではありません。皆さんが今後、福島県で生活をしていただくために、何らかのお手伝いをするという思いは共有しておりますので、その意味も踏まえて、線量水準の考え方を一つ一つ御提示しながら御意見をいただけたらと思います。

今日いただきました御意見も含めて、次回からも課題を抽出し、各担当の者が、こういうことを御教示願いたいということを羅列していくと思いますので、次回からは、むしろ、こちら側から質問して教えてくださいという形で先生方に答えていただくというような形になると思います。もちろん、課題も提出していただいて十分だと思います。

今日の分を終わる前に、何か御意見とか、これだけは言っておきたい。

どうぞ。

○森口教授 これは言わずもがなかなと思いますが——森口でございます——念のために確認をさせていただきますが、別紙の4の今日の検討事項は、今日の外部専門家が意見を言う前の時点のものなので、2の(5)で全て尽きているのかもしれませんが、これは、こういうふうに茫漠と書かれると何のことかわかりませんので、今日、各メンバーから出た具体的な事項について、やはり箇条書きで書き出していただいて、ここで議論できること、できないとすれば、どこでやるのかというようなことも、ぜひ整理をして、貴重な時間で、次回、そういったものもお示しいただくと非常に議論がしやすいのではないかと思いますので、よろしくお願いいたします。

○中村委員 承りました。皆さん、そういう形で。原子力規制委員会の検討チームは、常に、そういう形で前に進んでおります。課題は、論点を整理していくという形よりも、1回目が出たものの皆さんから御意見をいただいたものを、また次回のところにわかりやすく書いて、また、そこで出たものについては次回に膨らませていくというような形で続けさせていただいておりますので、その点、しかと受け止めておりますので、次からもよろしくお願いいたします。

ほかには、ございませんか。

(なし)

○中村委員 それでは、予定の時間をかなりオーバーしてしまいました。次回も多分、オーバーすると思います。ただ、こういった議論を、再三申し上げますけれども、皆さんで共有していただくということが、恐らく、最終的には不安を少しでも取り除くという意味の一つのかてになるのではないかと思いますので、時間ぎりぎりまでおつき合いいただき、また、これから先もそのように進めさせていただくと思います。

なお、この検討チーム、原子力規制委員会は、透明性を確保するということもありまして、この後、規制庁あるいは事務局にいただいたメールといったような御意見も全て公開の対象とさせていただきますことを御了承ください。

次回の日程あるいはテーマについては、課題については、今、御意見をいただきましたのをまとめますけれども、日程については、また改めて事務局から御連絡をさせていただくことになると思います。

今日は、1回目とはいえ、かなり遅い時間まで御参加いただきましてありがとうございます

ました。今日が1回目です。この後、かなり長く続くと思いますが、どうぞよろしく御支援のほど、お願いいたします。今日は1日、ありがとうございました。